

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	1
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)		
契 約 案 件 名	RPA操作研修業務委託		
案 件 の 概 要	R P A操作者向けの研修を実施し、システムの運用が円滑に行えるようにするもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市大字赤江字飛江田 2 2 4 番地 [名 称] 株式会社デンサン		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 上記案件に係る入札について名簿登載業者で県内に本店又は営業所がある2者を指名し競争入札の通知を行ったが、2者のうち1者から辞退届が提出され入札不調となった。 通常であれば他の業者を指名して入札を行うところであるが、本案件については、県内において対応可能な業者を全て指名していたため、新たに指名する者がいない。よって県内から応札の意思表示をする事業者の確保が困難であることに加え、本業務の履行期間の確保を考慮すると、改めて競争入札に付する時間がないことから、入札参加業者のうち応札の意思を示した上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月1日		
契 約 金 額	6 6 0 , 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	2
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 9 3 (直通)		
契 約 案 件 名	北海道深川市「大収穫祭」イベント業務委託		
案 件 の 概 要	北海道深川市の「道の駅ライスランドふかがわ」で開催されるイベント「大収穫祭」にて、都城市の畜産物をPRする業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市都北町5 2 2 5 - 1 [名 称] 株式会社ココニクル都城		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、北海道深川市にある「道の駅ライスランドふかがわ」で開催されるイベント「大収穫祭」にて、都城市の畜産物を同施設利用者にPRする業務である。 同施設と、株式会社ココニクル都城（以下、ココニクル）は、ココニクルの前身の都城圏域地場産業センターの頃から継続して物産協力協定を結んでおり、これまで両道の駅間でイベント交流等を行った実績がある。 今回当市が深川市にて当市畜産物のPRを実施するには、ココニクルが有しているこれまでの両道の駅間の交流により育んだ信頼関係及び、現地での物品調達といった協力体制が必要不可欠であり、契約相手はココニクルに特定される。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月1日		
契 約 金 額	706,000円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	3
担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税局 ふるさと納税局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	Amazonふるさと納税サービス利用申込		
案 件 の 概 要	ふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という、）の一つである上記事業者が運営する「アマゾンサービス」に本市ふるさと納税の申込フォームを開設するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都目黒区下目黒1-8-1 ARCO TOWER [名 称] アマゾンジャパン合同会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイトが主流となっている状況（都城市の場合、9割以上）であるため、認知度が一定以上あり、効果的な広告宣伝等による集客及び効率的な寄附獲得を期待できる大手ポータルサイトに申込フォームを開設することが有効である。その点、アマゾンジャパンは国内最大級のショッピングサイトであり、ショッピングサイトの月間利用者数は約5,200万人であるため、アマゾンサービスを利活用して多くの利用者へ販促や告知を行うこと効果的であり、その申込フォームを取り扱っているのは上記事業者のみであるため、契約相手は特定される。 上記の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 36,818,087円 単価契約 単価 予定数量 合計 寄付金額×3.8%		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	4
担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税局 ふるさと納税局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	広告掲載業務委託		
案 件 の 概 要	ふるさと納税ポータルサイト「G-Callふるさと納税」への寄附者の誘導を目的に、2024年12月にカタログ広告掲載の業務委託するもの		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都品川区西五反田8丁目1番14号 [名 称] 株式会社ジーエーピー		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、ふるさと納税ポータルサイト「G-Callふるさと納税」への寄附者の誘導を目的に、2024年12月にカタログ広告掲載の業務委託するものである。 「G-C a l l ふるさと納税」は、申込可能自治体数が約38自治体、返礼品の掲載数は約4,500点、寄附単価平均66,000円以上、「G-C a l l」のカタログやメールを受取る会員数は、約20万件となっている。 「G-C a l l ふるさと納税」は上記事業者が管理しており、契約相手は特定される。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月1日		
契 約 金 額	6,600,000円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	5
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)		
契 約 案 件 名	高城観音池公園子ども村プールPAS取替修繕		
案 件 の 概 要	高城観音池公園子ども村プールのPAS (気中負荷開閉器) の取替修繕を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市大字赤江2番地 [名 称] 株式会社 九南		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 本修繕は、高城観音池公園子ども村プールPAS (気中負荷開閉器) の取替修繕を行うものである。 9月22日の落雷により、高城観音池公園内の電柱に付随する高圧気中開閉器が故障。落雷の影響は観音さくらの里のみとなったが、該当電柱は高城観音池公園外にも繋がるものであり、高圧気中開閉器の修繕を早急に行わなければ近隣に事故を波及させてしまう恐れがある。 上記事業者は、停電の原因究明を行った九州電気保安協会より第一報を受けた事業者であり、観音さくらの里の電気系統修繕実績もある。また発注後1週間程度と迅速に対応可能な事業者である。 周囲へ影響する恐れを踏まえると早急に対応する必要があり入札に付する時間的余裕はない。 以上の理由により上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月2日		
契 約 金 額	715,000円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	6
担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税局 ふるさと納税局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	ANAのふるさと納税有償広告業務委託		
案 件 の 概 要	本市のふるさと納税寄附額増を目的として、ANAのふるさと納税ポータルサイト内でWEB広告実施業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都中央区日本橋2-14-1 [名 称] ANAあきんど株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	本業務は、本市のふるさと納税寄附額増を目的として、ANAのふるさと納税ポータルサイト内でWEB広告実施業務を委託するものです。 本市において、ANAのふるさと納税ポータルサイトは、4大ポータルサイト（楽天ふるさと納税・ふるさとチョイス・さとふる・ふるなび）に次ぐ寄附額をあげているサイトであり、さらに、昨年度と比較して寄附額を伸ばしている数少ないサイトの一つである。 同サイト内でWEB広告を掲載することは寄附額を伸ばすうえで非常に効果的であり、それができるのは上記事業者に限られるため委託先は特定される。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月2日		
契 約 金 額	執行見込総額 4,400,000円		
	複数単価契約		
	単価	予定数量	合計
キーワード検索連動 ク	11月クリッ 242円	10000回	2,420,000
キーワード検索連動 ク	12月クリッ 264円	7500回	1,980,000

令和6年度 随意契約理由書

番 号	7
-----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 選挙管理委員会事務局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 4 （直通）			
契 約 案 件 名	衆議院議員総選挙 ポスター掲示板			
案 件 の 概 要	令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙において、候補者がポスターを掲示するための掲示場に使用する掲示板を購入するもの			
契約の相手方	[所 在 地] 都城市乙房町1527-1 [名 称] 有限会社キャンバン			
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当			
	選挙の際には、立候補した者が選挙運動の一環として選挙運動用ポスターを掲示することができる。そのため、選挙運動が始まる公示日までに市でポスター掲示場を設置しなければならない。			
	今回、急遽10月27日投開票で衆議院議員総選挙を執行するとの表明があり、公示日前日である10月14日までにポスター掲示場の設置まで完了しなければならない。本業務は掲示板の製作のみでなく、掲示場を設置する業者へのスムーズな引き渡し等、調整が必要である。			
	上記事業者は、11月17日執行予定であった都城市長選挙及び都城市議会議員補欠選挙のために同様の事業を受注しており、掲示場を設置する事業者との調整も行っていた。調整した内容を衆議院議員総選挙にも反映させることで、限られた期間でポスター掲示場設置期限に間に合う納期で設置業者への引き渡しが完了できる。			
	以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。			
契 約 締 結 日	令和6年10月3日			
契 約 金 額	900,900円			
	総価契約	単価	予定数量	合計
	ポスター掲示板ラワンベニヤ 丸 ゴシック黒 90×180	1950 円	420 枚	819,000

令和6年度 随意契約理由書

番 号	8
-----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9 (直通)
契 約 案 件 名	アルミ選別機投入コンベヤベルト取替外修繕
案 件 の 概 要	都城市リサイクルプラザの機械設備（選別機コンベヤ、搬送コンベヤ等）を修繕するもの
契約の相手方	[所 在 地] 大阪府大阪市淡路町二丁目5番11号 [名 称] 極東開発工業株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城市リサイクルプラザにおいて、施設の安全性の確保及び機能を維持するための修繕である。 主な修繕項目は、アルミや鉄等を選別する機械、不燃ごみ等を破碎処理して出た破碎物の搬送を行う機械等である。 上記の機械設備は、上記事業者独自の設計仕様・構造に基づき施工された極めて特殊な機械設備であり、上記事業者以外の事業者がそれらを詳細に理解することは極めて困難である。 仮に、他の事業者へ本修繕を依頼した場合、修繕に必要な部品の調達が困難であり、確実な業務の履行が期待できない。さらに、不具合が生じたときには、責任の所在が不明確になるとともに、原因究明及び修復にも支障が生じる可能性が高く、修繕後の機械設備についても性能保証を得られないおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を締結するものである。
契 約 締 結 日	令和6年10月4日
契 約 金 額	38,170,000円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	9
-----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 0 5 6 (直通)
契 約 案 件 名	休日急患診療事業賠償保険
案 件 の 概 要	休日（日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日並びに8月14日及び8月15日）における急病急患に対する診療事業に従事する者の賠償保険
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市和知川原1丁目101番地 [名 称] 公益社団法人 宮崎県医師会
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本市が都城市北諸県郡医師会及び都城歯科医師会に委託する休日急患診療事業において賠償事故が起こった場合、都城市北諸県郡医師会から宮崎県医師会及び日本医師会に報告し、事故の判定審査会で審査した結果に基づき保険対応を行う。 休日急患診療事業において医療事故が発生した場合の保険会社との交渉は、医療現場という専門性の高い分野であるため、事業を委託している都城市北諸県郡医師会に見解を伺い、対応することになる。また、事故の過失割合や具体的な賠償金額については、市と都城市北諸県郡医師会が主体となり、当事者の医療機関及び医師を含めて協議・判断するが、実際に業務に当たる医師又は医療機関の過失内容によっては、市の加入保険ではなく、医師又は医療機関の加入保険で対応しなければならないケースも想定される。このようなケースにおいて、各々で加入する保険会社が違う場合、保険会社間での調整が必要となるため、事故処理対応に遅れが生じることも考えられる。 このような不都合を回避し、休日急患診療事業に係る医療事故に迅速に対応するには、医師会員や医療機関が通常の診療業務において加入している保険会社と同一にする必要がある。 以上の理由により、医師会員や医療機関が加入している上記組合と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年10月4日
契 約 金 額	680,764円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	10
担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 0 5 6 (直通)		
契 約 案 件 名	休日急患診療事業傷害保険		
案 件 の 概 要	休日（日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日並びに8月14日及び8月15日）における急病急患に対する診療事業に従事する者の傷害保険		
契約の相手方	[所 在 地] 福岡市博多区東比恵二丁目7-18 [名 称] 株式会社 KRC		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本案件は、本来であれば入札によって業者を決定すべきだが、保険の業種については、本市の競争入札参加資格者名簿に登載されている保険会社が1者のみであったため、名簿外で対応可能と答えた2者を加えた3者での見積による価格の比較により業者を決定することとした。 各事業者から提出のあった見積書を比較したところ、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月4日		
契 約 金 額	578,760円		

令和6年度 随意契約理由書

番号 11

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	事業用エアドーム 外
案 件 の 概 要	たちばな天文台において、アウトリーチ活動の際に使用する移動式プラネタリウム用のエアドーム外を購入するもの
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県大野城市御笠川二丁目1番12号 [名 称] 有限会社とみた
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、たちばな天文台において、アウトリーチ活動の際に使用する移動式プラネタリウム用のエアドームとその附帯機材を購入するものである。 同施設については、学校施設や観光施設等でのアウトリーチの実施を強化するため、令和6年度から新規に移動プラネタリウムの実施する予定である。 移動プラネタリウムを実施するためには、投影に必要なプロジェクターの魚眼レンズやエアドームなどが必要となるが、いずれも受注生産となり、製造する事業者も天文に関する専門的な知識や技術を有する者に限られる。 この点、上記事業者は、天文に関する専門業者であり、魚眼レンズや附帯機材等の在庫が確保できており、エアドームの製造と併せて年度内に導入が可能であり、また、同事業者以外に年度内に調達できる者を探すことはできなかった。 また、上記事業者は、たちばな天文台の大型望遠鏡の保守管理も行っていることから、同施設を訪れる機会も多く、軽微な修繕等であれば早急に対応することが可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年10月4日
契 約 金 額	10,670,000円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	12
担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0986-23-2613 (直通)		
契 約 案 件 名	市内各公園災害復旧倒木等撤去業務委託		
案 件 の 概 要	台風10号による市内各公園の倒木・折枝の撤去作業を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市都島町155番地3 [名 称] 都城造園協同組合		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、令和6年8月29日から30日にかけて襲来した台風10号により発生した市内各公園の倒木、折枝の撤去を委託するものである。 台風10号の影響により、市内各公園で倒木や折枝が発生しており、早急に撤去して公園利用者の安全を確保しなければならない。 これに迅速に対応するには、短期間で作業を実行する人員確保ができ、機動力に優れていることが必要である。また、市内各公園と広範囲に及んでおり、管理・連絡体制整備の観点から、委託先を一元化することが望ましい。 また、上記組合は都城市と災害時における応急対策業務等に関する協定を結んでいる。 条件を満たし、本業務の適切かつ確実な履行が可能な事業者は、上記のみであるため、同組合と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月4日		
契 約 金 額	7,649,400円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	13
担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0986-23-2613 (直通)		
契 約 案 件 名	市内各街路災害復旧倒木等撤去業務委託		
案 件 の 概 要	台風10号による市内各街路の倒木・折枝の撤去作業を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市都島町155番地3 [名 称] 都城造園協同組合		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、令和6年8月29日から30日にかけて襲来した台風10号により発生した市内各街路の倒木、折枝の撤去を委託するものである。 台風10号の影響により、市内各街路で倒木や折枝が発生しており、早急に撤去して通行の安全を確保しなければならない。 これに迅速に対応するには、短期間で作業を実行する人員確保ができ、機動力に優れていることが必要である。また、市内各街路と広範囲に及んでおり、管理・連絡体制整備の観点から、委託先を一元化することが望ましい。 また、上記組合は都城市と災害時における応急対策業務等に関する協定を結んでいる。 条件を満たし、本業務の適切かつ確実な履行が可能な事業者は、上記のみであるため、同組合と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月4日		
契 約 金 額	4,290,000円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	14	
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 選挙管理委員会 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 4 (直通)			
契 約 案 件 名	衆議院議員総選挙投票所用 投票箱			
案 件 の 概 要	令和6年10月27日に執行される衆議院議員総選挙（小選挙区・比例代表）、最高裁判所国民審査、都城市長選挙及び都城市議会議員補欠選挙の5つの選挙を実施するために必要な投票箱の不足分を購入するもの			
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区店屋町6番25号 [名 称] 株式会社ムサシ福岡支店			
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当			
	現在、市選挙管理委員会では、最大4つの選挙に対応できるよう投票箱を保持している			
	本年度、都城市長選挙及び都城市議会議員補欠選挙を執行する予定であったが、急遽衆議院議員総選挙が執行されることになったため、最高裁判所裁判官国民審査を含め、最大5つの選挙が同時に執行されることになった。			
	そのため、本市においては投票箱が100個程度不足するが、全国的にも投票箱が品薄であり、また、総理が解散を10月1日に表明してから10月15日の公示までわずか2週間と期間が短い。そこで、本案件に対応可能な事業者をあたったところ、選挙期日までに数を確保することが出来る事業者は上記事業者のみであった。			
	以上の理由により、同事業者と随意契約するものである。			
契 約 締 結 日	令和6年10月4日			
契 約 金 額	3, 1 5 7, 0 0 0円			
	総価契約	単価	予定数量	合計
	投票箱テラック 折りたたみ式 Z-2000 諸経費込	28700 円	100 式	2, 870, 000

令和6年度 随意契約理由書

番 号	15
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 選挙管理委員会 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 4 （直通）			
契 約 案 件 名	衆議院議員総選挙投票所用 投票用紙交付機			
案 件 の 概 要	衆議院議員総選挙の投票所における投票用紙の交付作業の効率化のため、投票用紙交付機を購入するもの			
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区店屋町 6 番 2 5 号 [名 称] 株式会社ムサシ福岡支店			
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当			
	現在、都城市の投開票作業で使用する主要選挙機器（交付機、計数機、分類機）は、全て株式会社ムサシ製である。 そのため、機器の事前の調整及び点検は、上記事業者1社のみに依頼している。 よって、本件については、上記事業者から購入することにより、既存の機器との一体的な調整及び点検が可能となり、また、これらに係る予算執行及び管理の効率化が図れることとなる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。			
契 約 締 結 日	令和6年10月4日			
契 約 金 額	1, 4 6 9, 6 0 0 円			
	総価契約	単価	予定数量	合計
	投票用紙交付機テック投票用紙自動交付機 BA-10	334000 円	4 台	1, 336, 000

令和6年度 随意契約理由書

番 号

16

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	物産振興拠点施設イルミネーション設置等業務委託
案 件 の 概 要	物産振興拠点施設にイルミネーション設置及び撤去を行う業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市大字本郷北方2753番地5 [名 称] 株式会社AVC放送開発
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、物産振興拠点施設にイルミネーション設置及び撤去を行う業務を委託するものである。 本業務の履行に当たっては、イルミネーションの設置だけではなく、物産振興拠点施設に来訪者を誘引し回遊できる魅力的なデザインや、設置期間中の安定した稼働など、企画・管理の一体的な業務遂行が求められる。 このため、芸術性及び創造性など、高度な技術力、企画力及び経験を必要とし、都城市プロポーザル方式の実施に関する要綱第3条第1号に該当するため、総合的な能力を事前に確認、審査を行うことが可能な公募型プロポーザル方式により業務受託者の選定を行うこととした。 その結果、1者から参加表明の提出があり、技術提案内容や業務実績、技術力等について選定委員会を実施したところ、本業務の目的に合致した結果が期待できる提案であったため、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年10月7日
契 約 金 額	9, 9 9 9, 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番 号

17

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 7 5 (直通)
契 約 案 件 名	道改第6号 臨時地方道整備事業 母智丘通線交差点改良工事
案 件 の 概 要	防衛局補助事業の道路拡幅工事を実施している鷹尾都原線において、交差点の改良工事と合わせて、補助対象範囲外である市道部においても拡幅が必要であるため、改良工事に合わせて同時施工するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市神之山町2307番地 [名 称] 株式会社 川本組
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当 現在、当該路線の道路拡幅工事を発注しており、防衛局補助事業の目的の範囲内で工事を行うこととしている。 今年度の防衛局補助事業である道路拡幅工事の施工に当たり、市道母智丘通線との交差点においても改良工事を実施するが、補助対象範囲外である市道部の拡幅が必要となった。 本来であれば、補助対象範囲外の市道部の拡幅工事についても同一工事で発注すべき内容であるが、拡幅部の用地取得に要する期間が不明であったため、先に『防衛単第1号 都城駐屯地周辺道路改修等（鷹尾都原線）事業 道路改良（8工区）工事』として発注した。 令和6年9月に用地が取得できたことから、発注している工事に追加変更しようとしたところ、防衛局より補助対象範囲外は同一工事に含めないよう指示があったため、別工事として発注することとなった。 今回、上記事業者が『防衛単第1号 都城駐屯地周辺道路改修等（鷹尾都原線）事業 道路改良（8工区）工事』を落札しており、当該道路拡幅工事と同時に交差点の施工を行うことで、通行規制期間や工期の短縮、交通誘導に伴う経費節減を図ることで安全・円滑な施工が期待できる。 以上の理由から競争入札に付するよりも有利と認められるため、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年10月7日
契 約 金 額	4, 6 5 3, 0 0 0円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	18
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 選挙管理委員会 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 4 (直通)
契 約 案 件 名	衆議院議員総選挙ポスター掲示場設置等業務委託 (都城3-1)
案 件 の 概 要	衆議院議員総選挙執行に伴うポスター掲示場設置等を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市千町4992番地4 [名 称] 有限会社 長友工務店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、衆議院議員総選挙の選挙運動用ポスター掲示場の掲示板の設置・撤去及び維持管理を行うものである。 衆議院議員総選挙については、選挙期日が令和6年10月27日であることから、早急に対応しなければならないため、本件については、競争入札に付する時間がない。 上記事業者は、同日に実施される都城市長選挙及び都城市議会議員補欠選挙において、同業務の請負が決定しており、本業務への速やかな対応が可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年10月7日
契 約 金 額	1, 7 7 8, 7 0 0円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	19
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 選挙管理委員会 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 4 (直通)		
契 約 案 件 名	衆議院議員総選挙ポスター掲示場設置等業務委託 (都城3-2)		
案 件 の 概 要	衆議院議員総選挙執行に伴うポスター掲示場設置等を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市平塚町2914 [名 称] 須賀建設 株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、衆議院議員総選挙の選挙運動用ポスター掲示場の掲示板の設置・撤去及び維持管理を行うものである。 衆議院議員総選挙については、選挙期日が令和6年10月27日であることから、早急に対応しなければならないため、本件については、競争入札に付する時間がない。 上記事業者は、同日に実施される都城市長選挙及び都城市議会議員補欠選挙において、同業務の請負が決定しており、本業務への速やかな対応が可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月7日		
契 約 金 額	1, 4 3 0, 0 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	20
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 選挙管理委員会 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 4 (直通)		
契 約 案 件 名	衆議院議員総選挙ポスター掲示場設置等業務委託 (都城3-3)		
案 件 の 概 要	衆議院議員総選挙執行に伴うポスター掲示場設置等を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市丸谷町4985番地 [名 称] 日興建設 株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、衆議院議員総選挙の選挙運動用ポスター掲示場の掲示板の設置・撤去及び維持管理を行うものである。 衆議院議員総選挙については、選挙期日が令和6年10月27日であることから、早急に対応しなければならないため、本件については、競争入札に付する時間がない。 上記事業者は、同日に実施される都城市長選挙及び都城市議会議員補欠選挙において、同業務の請負が決定しており、本業務への速やかな対応が可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月7日		
契 約 金 額	1, 3 9 3, 7 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

番号 21

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 選挙管理委員会 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 4 (直通)
契 約 案 件 名	衆議院議員総選挙ポスター掲示場設置等業務委託 (高城)
案 件 の 概 要	衆議院議員総選挙執行に伴うポスター掲示場設置等を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市高城町穂満坊101番地2 [名 称] 有限会社 鮫島工務店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、衆議院議員総選挙の選挙運動用ポスター掲示場の掲示板の設置・撤去及び維持管理を行うものである。 衆議院議員総選挙については、選挙期日が令和6年10月27日であることから、早急に対応しなければならないため、本件については、競争入札に付する時間がない。 上記事業者は、同日に実施される都城市長選挙及び都城市議会議員補欠選挙において、同業務の請負が決定しており、本業務への速やかな対応が可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年10月7日
契 約 金 額	638,000円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	22
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 選挙管理委員会 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 4 (直通)
契 約 案 件 名	衆議院議員総選挙ポスター掲示場設置等業務委託 (高崎)
案 件 の 概 要	衆議院議員総選挙執行に伴うポスター掲示場設置等を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市高崎町江平 2 3 7 8 [名 称] 有限会社 江平建設
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、衆議院議員総選挙の選挙運動用ポスター掲示場の掲示板の設置・撤去及び維持管理を行うものである。 衆議院議員総選挙については、選挙期日が令和6年10月27日であることから、早急に対応しなければならないため、本件については、競争入札に付する時間がない。 上記事業者は、同日に実施される都城市長選挙及び都城市議会議員補欠選挙において、同業務の請負が決定しており、本業務への速やかな対応が可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年10月7日
契 約 金 額	5 9 2 , 9 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	23
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 6 4 5 (直通)
契 約 案 件 名	第1軍神原団地跡地防草対策業務委託
案 件 の 概 要	第1軍神原跡地について、臨時駐車場として活用するため仮整地をするもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市高城町石山253番地 [名 称] 株式会社 清水組
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務については、第1軍神原団地跡地について仮整地を行うものである。 第1軍神原団地は、解体後、高城運動公園の駐車場としての活用が決定しており、令和6年度に解体工事、駐車場設計、令和7年度に駐車場整備工事の予定であり、令和6年10月初旬には、団地の解体は終了している。 一方、10月下旬に開催予定の都城焼肉カーニバルの臨時駐車場として活用することが急遽決まったため、早急に駐車場として利用できる状態にする必要があることから、短期間で整地可能な高炉スラグで整地するものである。 上記事業者は、解体工事の請負会社であり、現地の状況を把握しており、また、高炉スラグの代理店でもあり、施工方法も熟知している。 仮に、他事業者が本工事を行った場合当該材料の発注に時間を要し、期限までに完了しないおそれがある。 以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年10月8日
契 約 金 額	5, 5 0 0, 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	24
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2193 (直通)		
契 約 案 件 名	バイヤー商談会開催等業務委託		
案 件 の 概 要	都城市の農林畜産物を用いた商品の取扱のある市内事業者（農家、農業法人、商工事業者）を対象とした商談会前個別指導、個別商談会及び商談会後個別指導を実施するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市旭一丁目6番25号 [名 称] K・Pクリエイションズ株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は都城市の農林畜産物を用いた商品の取扱のある市内事業者（農家、農業法人、商工事業者）を対象とし、商談会の成約率を向上させることを目的に個別指導を実施するとともに、首都圏に店舗を営する百貨店、高級スーパー並びに食品専門店等のバイヤーとの商談会を開催するものである。 本業務の実施に当たっては、面談会及び商談会が円滑に進行しなければ、商談会での商談成約に繋がらなくなる可能性もあることから、面談会及び商談会を開催した実績を有していることが望ましい。 また、個別指導の開催日から商談会の開催日までの期間におけるきめ細やかなフォローアップが実施できることが求められるため、本県内に事業所を有していることが望ましい。 上記事業者は、県内に事業所を有し、本業務と同様の事前面談会及びスキルアップセミナーを、本市において令和4年度から継続して実施している実績もある。 以上の理由により、上記の要件及び条件を満たし、本業務の適切かつ確実な履行が期待できる上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月10日		
契 約 金 額	2,255,000円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	25
-----	----

担 当 課	〔部 課 等 名〕高崎総合支所 地域生活課 〔電 話 番 号〕0 9 8 6－6 2－1 1 1 2 (内線)
契 約 案 件 名	都城市高崎福祉保健センター移動観覧席制御機器等劣化部品交換修繕
案 件 の 概 要	高崎福祉保健センターの電動移動観覧席の制御機器等劣化部品の交換修繕を行うもの
契約の相手方	〔所 在 地〕東京都武蔵村山市伊奈平一丁目70番2号 〔名 称〕KSS株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、高崎福祉保健センター多目的ホール内にある電動移動観覧席設備について、経年劣化した制御機器等の部品を交換修繕するものである。 上記事業者は、当該設備の設置事業者であり、また保守点検事業者でもあるため、設備全般に精通しており、施工後の監視・点検体制もスムーズに行える。 仮に他事業者が本修繕を行った場合、保守事業者と修繕事業者が混在することになり、事故等が発生した際の責任の所在が不明確となるほか、性能保証も得られなくなるおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年10月11日
契 約 金 額	2, 8 0 9, 9 5 0円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	26
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2193 (直通)		
契 約 案 件 名	都城メンチPRに係る企画開発等業務委託		
案 件 の 概 要	都城メンチを市内外の方に向けてPRするために実施するイベント、キャンペーン等の企画、開発、運営及び管理を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市天神1丁目4番1号 [名 称] 株式会社 博多大丸		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、都城メンチプロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）の推進に必要なとなる市内外の方に向けた都城メンチを周知するイベント、キャンペーン等を実施するものである。 本件の実施に当たっては、本プロジェクトの取組内容や現在の状況についての深い理解が必要なだけでなく、これまでの取組を通じた課題についても把握していることが望ましい。 その点、上記事業者は、本市と連携して令和4年度より本プロジェクトに取り組んでいる事業者であり、本プロジェクトに取り組む背景、本プロジェクトに関わる事業者の状況やこれまでの取組内容やその姿勢といった詳細な情報も含めて、本プロジェクトを最も理解している事業者である。 また、上記事業者は福岡県に百貨店店舗を有しており、その店舗においても、年間を通じて多くの催事を開催している。さらに、上記事業者は、九州内において地域色の強い商材について焦点を当て、隠れた魅力を発掘してきた実績も有しており、本件のような都城メンチの観光資源化に欠かせない取組についての効果的なイベント、キャンペーン等の実施が期待できる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月11日		
契 約 金 額	3,850,000円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	27
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)		
契 約 案 件 名	都城運動公園野球場照明修繕		
案 件 の 概 要	都城運動公園野球場の照明を修繕するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市平江町27号4番地5 [名 称] 株式会社 三州電設		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、老朽化している都城運動公園野球場の照明を修繕するものである。 本業務は、令和7年1月のプロ野球自主トレーニング、2月のプロ野球春季キャンプの実施までに完了させる必要がある。 実施に当たり、本来は入札により契約相手方を決定すべきであるが、競争入札に付する時間的余裕がない。ついては、競争入札に代え、参考見積提出のあった当該3者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月11日		
契 約 金 額	7, 7 3 9, 6 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	28
担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 7 5 (直通)		
契 約 案 件 名	道改用第1号 臨時地方道整備事業 前田207号線 借家人補償等調査業務委託		
案 件 の 概 要	前田207号線道路改良工事に伴い、借家人の補償算定を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市一万城町41号5番 [名 称] 株式会社 松川測量設計		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当 当業務は、土地建物を借用し営業を行っている法人の補償算定を行うものであり、上記事業者が受託した令和5年度の委託業務に当初含まれていたものである。 しかし、移転を含めた交渉が難航しており、3度の業務中止を行った上で、変更契約により除外したものである。 当業務は、前回算定された土地建物所有者に対する補償内容や移転工法と十分な整合性が求められ、その成果物と統一的に算定しなければ契約の目的の達成が不十分になるおそれがある。 前回の受託者である上記事業者は、統一的な算定が可能であることや、自社の積算システムのデータを利用すること、借家人と関係性が構築されていることにより、業務の確実な履行と期間の大幅な短縮が期待できるほか、打合せの回数の削減による経費節減が図れる。 以上の理由により、当初業務を実施した上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月11日		
契 約 金 額	3, 0 8 0, 0 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	29
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)		
契 約 案 件 名	安久小火災受信機取替修繕 (雷害)		
案 件 の 概 要	安久小学校の消防用設備の落雷による損傷により、火災受信機の使用ができないため、取替修繕を行うものである。		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市梅北町9 6 7 8 番地 [名 称] 上野消防設備		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当		
	安久小学校の消防用設備が令和6年9月22日の落雷により被災した。 上記事業者が調査した結果、火災受信機の損傷が判明した。 現在、火災受信機が正常に機能しておらず、火災が発生した場合を考えると、緊急の対応が必要である。 この点、上記事業者は、今年度、同校の消防用設備点検業務を受託し、同校の消防設備機器について熟知しており、早急な対応が可能であることから、本業務の迅速かつ確実な履行が可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月11日		
契 約 金 額	1, 3 4 2, 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	30
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 文化財課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 7 (直通)		
契 約 案 件 名	都城歴史資料館地震被害（ドローン）調査業務委託		
案 件 の 概 要	令和6年8月8日に発生した地震により、都城歴史資料館の内外壁面にひびや剥落等が発生しているため、地震による建物への影響についてドローンを用いて調査を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 大分県大分市錦町3丁目8-1 [名 称] 株式会社 大分住宅研究室		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 今回委託する都城歴史資料館は、令和6年8月8日に発生した地震による影響により建物内外面の漆喰にひびや剥落が生じており、建物全体への地震の影響を調査する必要がある。 都城歴史資料館の設計者は上記事業者であり、令和4年度に台風14号による雨漏り被害を受けた際にも、建物の状況を確認している。 歴史資料館は、木造2階3層の特殊な構造をしており、初見の業者では、地震の影響を判断するのは難しいため、同事業者に委託して行わせるのが最も適切かつ確実である。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月11日		
契 約 金 額	731,500円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	31
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 選挙管理委員会 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 4 (直通)		
契 約 案 件 名	衆議院議員総選挙 機器点検等業務委託		
案 件 の 概 要	令和6年10月27日執行の参議院議員通常選挙において使用する機器の点検等の業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区店屋町6番25号 [名 称] 株式会社ムサシ 福岡支店		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 都城市の選挙執行においては、上記事業者の製品である投票用紙交付機、投票用紙計数機、自書式投票用紙読取分類機等を使用している。 本業務は、これらの機器の点検及び不具合があれば部品交換を行う業務であり、機器の製造元である上記事業者以外に本業務を履行できる事業者はない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月11日		
契 約 金 額	566,500円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号

32

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	早水公園体育文化センター パントリー屋上雨漏り及び天井修繕
案 件 の 概 要	早水公園体育文化センター パントリー屋上及び天井の修繕をするもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市志比田町5 2 2 5 番地6 [名 称] 有限会社 三洋防水工業
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、早水公園体育文化センター パントリー屋上及び天井の修繕を行うものである。 令和6年5月28日に前日からの豪雨により、パントリー屋上から漏れていた雨水が1階ロビー天井板の上に溜まり、重みにより天井板が落下した。 また、令和6年8月28日に発生した台風10号の大雨の際も、同様の被害（天井板の落下）、雨水が溜まった影響により天井板にカビが多数発生している状態である。 本来であれば入札により契約相手方を決定すべきであるが、12月1日に都城市誕生20周年記念 大相撲都城場所が控えており、天井については11月までに修繕を完了する必要があるため、入札に付する時間的余裕がない。そのため、競争入札に代え、11者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年10月15日
契 約 金 額	10,450,000円

令和6年度 随意契約理由書

番 号

33

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城運動公園野球場内倉庫ラバーフェンス付出入口拡張業務委託
案 件 の 概 要	都城運動公園野球場内倉庫のラバーフェンス付出入口の拡張業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 鹿児島県鹿児島市鴨池一丁目14番13号1F [名 称] コウフ・フィールド 株式会社 南九州支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 令和7年2月にプロ野球キャンプを都城運動公園で受入れるに当たり、管理車両や防球ネット等の備品を新たに購入しているが、既存の倉庫出入口の大きさでは格納することが不可能であり、キャンプ実施前までに拡張する必要がある。 野球場内倉庫については、通常の倉庫とは異なり、外壁にラバーフェンスが設置してあり、出入口の拡張に併せて既存のラバーフェンスも加工及び調整する必要があるため、特殊仕様にしなくてはならない。 上記業者は、平成30年に実施された都城運動公園野球場ラバーフェンス全面改修工事の施行実績と、上記拡張業務にも対応実績があり、本業務及び本施設を熟知していることから、既存の機能を損なうことなく施行することが可能である。 以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年10月15日
契 約 金 額	3, 9 9 3, 0 0 0円

令和6年度 随意契約理由書

番 号

34

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	高城運動公園屋内競技場中央仕切りネット開閉不具合修繕
案 件 の 概 要	高城運動公園屋内競技場中央仕切りネットの開閉不具合に対し修繕を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 熊本県荒尾市増永 1 8 5 0 [名 称] 株式会社 ダイイチ
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本修繕は、高城運動公園屋内競技場の仕切りネットの開閉不具合を解消するために修繕を実施するものである。 競技場内を仕切るためのネットを動かすワイヤーにほつれがあり、そのほつれが滑車に引っかかるため現在ネットの開閉ができなくなっている状態である。 上記事業者は、当該設備の施工事業者であるため、設備を十分熟知しており、以前にも同様の修繕を行っている。そのため迅速で確実な対応が可能である。 仮に、他事業者が本修繕を行った場合、設備内容の把握から施工までに時間を要し速やかな対応が行えず、市民サービスの低下に繋がるおそれや、責任の所在も不明確となるおそれがある。 以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年10月15日
契 約 金 額	770,000円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	35
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税局 ふるさと納税局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	フルフィルメント by Amazonサービス期間限定手数料 (MIXプラン) に関する申込		
案 件 の 概 要	ふるさと納税ポータルサイトであるアマゾンジャパン合同会社が提供するフルフィルメント by Amazonサービスに申し込むもの		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都目黒区下目黒1-8-1 ARCO TOWER [名 称] アマゾンジャパン合同会社		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 新たにふるさと納税のポータルサイトを開設するアマゾンジャパン合同会社 (以下「アマゾン」という。) と「Amazonふるさと納税サービス利用規約」を締結したが、今回は、アマゾンの物流拠点に予め返礼品を預け、返礼品の保管、注文処理、寄附者への配送をアマゾンが代行するサービス (フルフィルメント by Amazon) の利用申込を行うものである。 このサービスを利用することで、寄附の受付後、返礼品の到着までの日数が短縮でき、寄附者の利便性が向上する。 このサービスを取り扱っているのは上記事業者のみであるため、契約相手は特定される。 上記の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月15日		
契 約 金 額	執行見込総額 14,242,786円 単価契約 単価 予定数量 合計 FBA MIXプランの利用料 : FBAを利用した寄附金額の4.9%		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	36
担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農村整備課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 1 (直通)		
契 約 案 件 名	市単農道台帳関連 第2号 東水流地区農道台帳作成業務委託		
案 件 の 概 要	県営ほ場整備事業東水流地区における市道認定された道路以外の農道について、台帳の作成を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市柳丸町338番地14 [名 称] 宮崎県土地改良事業団体連合会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	本業務は、県営ほ場整備事業東水流地区にて造成された道路のうち、市道認定済み以外の道路について、農道としての道路延長、形状等を詳細に把握するため、農道台帳の作成を行うものである。 今回作成する農道台帳は、普通交付税算定の基礎資料となることから、台帳に登載されている数値の正確性を確保するため、農道台帳作成の準備段階から調書等作成、管理及び更新に至るまでの一連の業務を統一的かつ、一貫した体制のもと実施することが極めて重要である。 以上の理由により、県内で唯一農道台帳の作成及び管理に携わり、本業務に精通している上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月16日		
契 約 金 額	6, 2 1 5, 0 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	37
担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農村整備課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 1 (直通)		
契 約 案 件 名	市単農道台帳関連 第1号 横市地区農道台帳作成業務委託		
案 件 の 概 要	県営ほ場整備事業横市地区における市道認定された道路以外の農道について、台帳の作成を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市柳丸町338番地14 [名 称] 宮崎県土地改良事業団体連合会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、県営ほ場整備事業横市地区にて造成された道路のうち、市道認定済み以外の道路について、農道としての道路延長、形状等を詳細に把握するため、農道台帳の作成を行うものである。 今回作成する農道台帳は、普通交付税算定の基礎資料となることから、台帳に登載されている数値の正確性を確保するため、農道台帳作成の準備段階から調書等作成、管理及び更新に至るまでの一連の業務を統一的かつ、一貫した体制のもと実施することが極めて重要である。 以上の理由により、県内で唯一農道台帳の作成及び管理に携わり、本業務に精通している上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月16日		
契 約 金 額	4, 1 8 0, 0 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

番号 38

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 選挙管理委員会 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 4 (直通)
契 約 案 件 名	衆議院議員総選挙公報新聞折込業務委託
案 件 の 概 要	衆議院議員総選挙の選挙公報を、都城市内の宮崎日日・朝日・読売・毎日・日本経済・南日本新聞の各購読者へ配布するための新聞折り込み業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市中原町39街区1号 [名 称] 株式会社都城宮日サービスセンター
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 県内における新聞折り込み価格は新聞社ごとに決められており、どの折り込み業者が請け負っても折り込み価格は同じであり競争性がない。 市内で全紙折り込みが対応可能な業者は、株式会社都城宮日サービスセンター及び株式会社毎日メディアサービス都城営業所の2者である。 新聞折り込み業務の委託については、折り込み価格が同じであり競争が生じないことから、公平を期するために上記の2者を交互に利用するものとしている。 直近の選挙で株式会社毎日メディアサービス都城営業所を利用しているため、今回は株式会社都城宮日サービスセンターと随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年10月16日
契 約 金 額	623,935円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	39
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山之口総合支所 産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 7 - 3 1 1 3 (直通)		
契 約 案 件 名	山之口農村公園倒木撤去等業務委託		
案 件 の 概 要	台風10号による山之口農村公園の倒木撤去作業等を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市山之口町山之口3448番地10 [名 称] 有限会社 中間建設		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 本業務は、台風10号により発生した山之口農村公園の倒木撤去等を委託するものである。 倒木等により、公園の通常の利用ができない状況が続いており、利用者の安全を確保するためにも、早急に撤去する必要があるため、本業務を競争入札に付する時間的余裕がない。 上記事業者は、倒木発生直後に、現場を確認し、状況を熟知しているほか、本業務についても、早急に体制を取ることが可能との連絡をいただいている。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月18日		
契 約 金 額	632,060円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	40
担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 介護保険課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 4 (直通)		
契 約 案 件 名	令和6年度介護DX (被保険者証関係) 先行実施事業に係る介護保険システム改修業務委託		
案 件 の 概 要	厚生労働省の実施する令和6年度介護DX (被保険者証関係) 先行実施事業の遂行に必要な介護保険システムの改修を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、本市の介護保険システムからデジタル庁のPMH (情報連携システム) へ介護保険の被保険者証情報、負担割合情報及び減免減額認定証情報等を連携するため、システムを改修する業務である。 同システムは、上記事業者が導入したものであり、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。仮に本業務を外の事業者に委託した場合、行政事務に支障が出るおそれがあり、また、本業務の履行後にシステムに不具合が生じた場合の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月18日		
契 約 金 額	12, 117, 600円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	41
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)		
契 約 案 件 名	山田中火災受信機取替修繕 (雷害)		
案 件 の 概 要	山田中学校の消防用設備の火災受信機を取替修繕するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市都原町 7 3 6 1 番地 5 [名 称] エースサービス		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 山田中学校の消防用設備が令和6年9月22日の落雷により被災した。上記事業者が調査した結果、火災受信機の損傷が判明した。 現在、火災受信機が正常に機能しておらず、火災が発生した場合を考えると、緊急の対応が必要である。 この点、上記事業者は、今年度、同校の消防用設備点検業務を受託し、同校の消防設備機器について熟知しており、早急な対応が可能であることから、本業務の迅速かつ確実な履行が可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月18日		
契 約 金 額	616,330円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	42
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 文化財課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 7 (直通)
契 約 案 件 名	都城歴史資料館落雷による消防用設備取替修繕
案 件 の 概 要	都城歴史資料館の落雷により故障した消防用設備を取替修繕するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市梅北町9 6 7 8 番地 [名 称] 上野消防設備
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 令和6年9月に都城歴史資料館受変電設備に落雷があり、停電、即時臨時休館となり、現在も臨時休館中である。 令和6年10月に仮設電気の引込を行ったが、消防用設備の全損が判明。消防法上、消防用設備が復旧しなければ来館者を受け入れられないため、早急に対処する必要がある。 上記事業者は、現在都城歴史資料館内消防用設備保守点検業務受託者であり、落雷後の状況についても把握しているため、同事業者に修繕を依頼することが最も適切かつ確実である。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年10月18日
契 約 金 額	7 6 1 , 7 5 0 円

令和 6 年度 随意契約理由書

		番 号	43
担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農政課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 8 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市の農業PR記事広告業務委託		
案 件 の 概 要	農業総合情報メディア「マイナビ農業」に、本市での就農事例を掲載して就農増を図るもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都千代田区一ツ橋 1 - 1 - 1 [名 称] 株式会社マイナビ		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 移住政策により、本市への移住者が増加し、移住して就農したいという相談も増加した一方、実際に就農に結びつく事例は少ない。これは今まで農業に関わりのなかった移住希望者の農業に対するイメージと、現実とのギャップが大きいことが理由に考えられる。より多くの農業の担い手を確保するため、本市での就農事例を広く発信していく必要がある。本事業は、農業に関心のある人の就農イメージをより具体的なものに変えることを目的としている。 上記事業者が運営する「マイナビ農業」は、農業関連メディアとして国内最大級の発信力を持つことから閲覧数も非常に多い。さらには、都市圏での就農相談会も実施していることから、就農におけるノウハウ等も豊富である。 このことから「マイナビ農業」を通じて農業に対するイメージとのギャップを埋め、就農に結びつきやすくなることが期待できる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 6 年 1 0 月 2 1 日		
契 約 金 額	5 5 0 , 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号

44

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	母智丘公園くまそ広場外1公園遊具施設点検業務委託
案 件 の 概 要	母智丘公園くまそ広場及び一堂ヶ丘公園の遊具点検を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 広島県福山市御幸町大字中津原1787番地の1 [名 称] タカオ株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、母智丘公園くまそ広場及び一堂ヶ丘公園の遊具点検を行うものである。当該公園の遊具は、毎年法定点検を実施しており、令和6年度も同様に実施するものである。 当該公園は市民の憩いの場で、多くの来場者があり、特に子どもたちの利用が多いことから、利用者の安全確保のためにも専門的かつ精密な点検は必須である。 上記事業者は、2施設の遊具の大半を製造及び設置している事業者であり、遊具の構造や特性を熟知しており、高度な専門知識と技術を有していることから、本業務を遂行する上で最適な事業者であると判断される。 一方、製造元による定期的な点検は、最も確実に利用者の安全性を確保できる方法であり、設備に不具合が生じた場合、責任の所在も明確となることや、遊具の長寿命化にも寄与し、長期的な維持管理コストの削減にもつながる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年10月21日
契 約 金 額	614,900円

令和 6 年度 随意契約理由書

番 号

45

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 美術館 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 5 - 1 4 4 7 (直通)
契 約 案 件 名	令和 6 年度都城市立美術館空調設備修繕
案 件 の 概 要	空調設備長期修繕計画に基づき、美術館に設置されている空調機フィルター及び加湿器・除湿器の取替修繕を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 福岡市博多区堅粕三丁目 1 4 番 7 号 [名 称] 日本空調サービス 株式会社 九州支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本業務は、美術館に収蔵してある美術作品を、適正に保存するための空調設備において、長期修繕計画に基づき修繕を行うものである。 美術作品の保存環境において、空調は、作品の寿命を大きく左右するものであり、空調設備の制御・精度については、東京文化財研究所の指導に基づき、湿度優先で行い、展示室：温度 2 2 ± 3 ℃、湿度 5 5 % 収蔵庫：2 2 ± 2 ℃、湿度 5 5 % になるよう制御している。 今回、長期修繕計画に基づき、空調機フィルター及び加湿器・除湿器の取替修繕を行うものであり、業務履行中、停電が伴う作業となる。 上記事業者は、美術館の空調設備保守点検業務を受託しており、本業務の迅速な履行及び万が一の不測事態の対応も適切に行える。 さらに、仮に他の事業者が本業務を実施した場合、その後に発生した空調設備の不具合について責任の所在が不明確となるおそれもある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和 6 年 1 0 月 2 1 日
契 約 金 額	1, 1 6 8, 2 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	46
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 選挙管理委員会 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 4 (直通)		
契 約 案 件 名	衆議院議員総選挙における投票所器材運搬等業務委託		
案 件 の 概 要	衆議院議員総選挙執行に伴い、投票所で使用する器材の積み込み、運搬、荷下ろし等を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 熊本県熊本市東区小山町1 8 1 6 番地1 [名 称] 佐川急便株式会社 南九州支店		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は都城市選挙管理委員会倉庫から投票所への器材の積み込み、運搬、荷下ろし等を行うものである。 衆議院議員選挙については、選挙期日が令和6年10月27日であることから、早急に対応しなければならないため、本件については、競争入札に付する時間的余裕がない。 上記事業者は、令和6年11月17日に実施を予定していた都城市長選挙及び都城市議会議員補欠選挙において、同様の業務を請負予定であったため、本業務に理解があり速やかな対応が可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月21日		
契 約 金 額	5 9 4 , 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	47
担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税局 ふるさと納税局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	「Yahoo! ふるさと納税」の利用にかかる申込		
案 件 の 概 要	ふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）の一つであるLINEヤフー株式会社が運営する「Yahoo! ふるさと納税」に本市ふるさと納税の申込フォームを開設するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー [名 称] LINEヤフー株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイト経由が主流となっている状況（都城市の場合、9割以上）であるため、認知度が一定以上あり、効果的な広告宣伝等による集客及び効率的な寄附獲得を期待できる大手ポータルサイトに申込フォームを開設することが有効である。 上記事業者が運営する「Yahoo! ふるさと納税」には国内人口の約8割、日本最大級のユーザー規模（月間PV数約850億）であるYahoo! JAPANの圧倒的なリーチ力と、LINEヤフーグループ経済圏からの送客が期待でき、より多くの寄附者に訴求する機会が創出可能となる。 その申込フォームを取り扱っているのは上記事業者のみであるため、契約相手は特定される。 上記の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月24日		
契 約 金 額	執行見込総額 4,089,600円 単価契約 単価 予定数量 合計 寄付金額×12%		

令和6年度 随意契約理由書

番 号

48

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	高城運動公園サブグラウンド修繕
案 件 の 概 要	プロ野球キャンプ利用に向けて高城運動公園サブグラウンドを修繕するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市上長飯町5 4 2 7 番地 1 [名 称] 大淀開発株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本修繕は、2月のプロ野球読売巨人軍ファームの春季キャンプでサブグラウンドを利用する予定であることから、排水や段差の是正、黒土部分の拡張等の修繕を実施するものである。 上記事業者は、令和4年度にサブグラウンドの施工を実施した事業者であり、設備を十分熟知している。また、上記事業者の整備したサブグラウンドは、プロ野球キャンプでの過去2回の使用において、申し分がない水準であったことが認められている。 仮に、他事業者が本修繕を行った場合、表面の混合土である黒土や砂の変化など、プロ野球選手の求める水準に満たない状況となる可能性があり、プロ野球キャンプの継続を望む都城市としては、前回と同じ水準で整備する必要があることから、本修繕の依頼先は上記事業者に特定される。 以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年10月25日
契 約 金 額	2, 3 1 4, 4 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	49
担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農産園芸課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 2 5 (直通)		
契 約 案 件 名	基幹水利施設管理事業 木之川内ダム管理制御施設保守点検業務委託		
案 件 の 概 要	木之川内ダムに関する管理制御施設(ダム管理所外5施設)に設置されている機器類の保守点検業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目5番16号 [名 称] 日本無線株式会社 宮崎営業所		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 木之川内ダムに設置されている管理制御施設は、木之川内ダム建設事業の主体であり、施設所有者である国（農林水産省）が、上記事業者の開発した専用の機器類及びソフトウェアにより構成されたシステムを採用し導入したものであるため、他の事業者では適切かつ確実な保守点検作業を実施することができない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月28日		
契 約 金 額	3, 6 3 0, 0 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	50
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)		
契 約 案 件 名	金御岳公園給水配管設置業務委託		
案 件 の 概 要	金御岳公園内のサシバの館及び男女トイレの漏水に対応するため、緊急に給水配管の設置を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市宮丸町2861番地1 [名 称] 有限会社 澤井設備		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、金御岳公園内のサシバの館及び男女トイレの漏水に対応するため、緊急に給水配管の設置を行うものである。 同公園は、平成30年の上水道使用中止に伴い貯水タンクを設置、それ以降は、貯水タンクに水を1日1回運搬することで、飲料水とトイレの水を確保していた。しかし、令和6年8月の地震及び台風の影響で漏水が発生し、水運搬の回数が1日3～4回と大幅に増加している。漏水に対し、同公園の指定管理者が、上記事業者調査を依頼し、掘削等をして調べたものの、漏水箇所の特定はできなかった。 一方、公園利用者のサービスに影響しないよう、費用はかさむものの、貯水タンクへの水運搬は継続しており、早急に漏水を解消する必要があることから、入札を行う時間的余裕はない。 以上の理由から、漏水調査で現地を熟知し、類似の実績を有し、確実かつ迅速な施工が見込める上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月29日		
契 約 金 額	3, 6 8 5, 0 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	51
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城運動公園野球場窓取付業務委託
案 件 の 概 要	都城運動公園の野球場内ブルペン外壁にサッシ窓等を設置する業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市下川東一丁目5号4番 [名 称] 三坂建材 株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 プロ野球キャンプ実施に伴い、食事会場となる野球場内ブルペンにおいて、虫、感染症、ほこりなど衛生面への配慮や、換気、雨の打ち込み等への対策が必要なことが判明したことから、ブルペン外壁にサッシ窓等を設置することとなった。 また、サッシが特注になることで、委託期間も長くとる必要があることから、競争入札を行う時間的余裕はない。 上記事業者は、本業務を熟知しており、早急な対応が可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年10月30日
契 約 金 額	10,357,380円

令和 6 年度 随意契約理由書

番 号	52
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 生涯学習課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 2 (直通)
契 約 案 件 名	都城市立図書館システム再構築業務委託
案 件 の 概 要	都城市立図書館の業務で利用するシステムの再構築及び機器等の更新を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市錦町 1 - 1 0 [名 称] 富士通 J a p a n 株式会社 九州南部公共ビジネス部
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城市立図書館の業務で利用するシステムの再構築及び機器等の更新を委託するものである。 本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、助言等、高い企画力・提案力が必要であるため、県内で導入実績のあるシステムベンダーを対象に指名型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルは、令和6年5月20日に4者に対してプロポーザルの実施を通知し、その結果1者から応募があり、参加資格審査を経て、該当1者による技術提案書に基づく書類審査を6月3日に実施した。 書類審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格審査及び企画審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年10月30日
契 約 金 額	80,870,900円

令和6年度 随意契約理由書

番 号

53

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)
契 約 案 件 名	戸籍・戸籍附票システム標準準拠システム移行業務委託
案 件 の 概 要	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）及び標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）の制定に伴う戸籍及び戸籍附票事務の標準準拠システム移行業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区東二丁目14番1号 [名 称] 富士フイルムシステムサービス株式会社公共事業本部 西日本支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 現在、整備されている戸籍総合システムは、平成17年度市町合併時、統合業務を上記事業者に委託し、同事業者が導入したものである。本業務履行に当たり、ハードウェア及びソフトウェアの専門知識を有すること、本市の仕様で設定された本システムの内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 この点、上記事業者は、本システムの内容を十分に理解していること、現行システムの開発者であり、既戸籍データを円滑に移行できる唯一の事業者であり、上記事業者でなければ本業務の適切確実な履行は期待できない。 仮に他の事業者が本作業を履行した場合、障害発生時の迅速な対応が難しく、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年10月31日
契 約 金 額	24,667,500円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	54
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税局 ふるさと納税局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	a u P A Y 2 0 2 4 年 度 純 広 告 業 務 委 託
案 件 の 概 要	au PAYふるさと納税のサイト上において、バナー広告の表示、メルマガ配信等を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 東京都新宿区西新宿二丁目3-2 KDDIビル [名 称] KDDI株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、au PAYのふるさと納税ポータルサイトにおいて、より多くの寄附を獲得するため、バナー広告の表示やメルマガ配信等を実施するものである。 本市において、au PAYのふるさと納税ポータルサイトは、4大ポータルサイト（楽天ふるさと納税・ふるさとチョイス・さとふる・ふるなび）やANAに次ぐ寄附額をあげているサイトであり、返礼品の掲載数は67万点を超え、多くの寄附が見込まれる。 そのようなサイト内で広告を実施することは寄附額を伸ばすうえで非常に効果的であり、それができるのは同サイトを運営している上記事業者に限られるため委託先は特定される。 以上の理由により、本業務の目的に最も合致した履行が期待できる上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年10月31日
契 約 金 額	2, 8 5 3, 4 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	55
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 フィロソフィ推進課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 3 (直通)
契 約 案 件 名	一般職員IV研修 (政策立案) ・DX研修業務委託
案 件 の 概 要	採用後7年を経過した職員を対象に、政策形成のプロセス及び科学的手法を習得し、個性的で創造的な政策立案能力を養成するために行う研修を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 東京都港区芝大門1-1-32 御成門エクセレントビル8階 [名 称] 日本ビジネスドック株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 研修は、講師及び内容により研修効果が左右される。本市の求める政策立案能力養成のための戦略推進能力、問題発見能力、創造改善能力を習得するためには、本市が独自に定める人材育成基本方針に沿った研修でなければならない。 この点、上記事業者の行う研修は、市の方針に沿った内容であり、また、民間企業や全国の地方公共団体での研修実績が豊富であり、公益財団法人宮崎県市町村振興協会においても研修を行った実績がある。 このことから、上記事業者に委託することにより、本件の研修の目的に最も合致した履行が期待でき、研修の効果が発揮できると考えられる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。
契 約 締 結 日	令和6年11月1日
契 約 金 額	822,800円

令和 6 年度 随意契約理由書

番 号	56
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 危機管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 9 (直通)
契 約 案 件 名	妻ヶ丘地区公民館無線LANアクセスポイント構築業務委託
案 件 の 概 要	令和6年度供用開始予定の妻ヶ丘地区公民館を新たに一次避難所に指定し、避難所開設時にWi-Fiを利用可能にするため、光回線を敷設し、無線LANアクセスポイントを設置するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市中町1街区7号 [名 称] BTV株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本市では、令和3年度から令和5年度にかけて全ての一次避難所（全34箇所）に上記事業者が光回線を敷設し、無線LANアクセスポイントを設置した。 妻ヶ丘地区公民館は、令和6年度中に完成・供用開始予定であり、令和7年3月1日付で一次避難所に指定する予定である。 他の一次避難所同様、光回線を敷設し、無線LANアクセスポイントの設置を行い、避難所開設時にWi-Fiを利用可能にする必要がある。 一次避難所既設の無線LAN機材の整備及び保守管理は全て上記事業者に委託していることから、本業務も同様に委託し、Wi-Fiに異常が生じた際、原因究明と修繕対応が迅速に行えるよう整備することが望ましい。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年11月1日
契 約 金 額	1, 4 9 6, 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	57
担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境業務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 4 - 5 5 6 0 (直通)		
契 約 案 件 名	リサイクル事業管理システム構築等業務委託		
案 件 の 概 要	自治公民館や校内リサイクル団体等のリサイクル活動に対する報奨金支払を管理するシステムの構築を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町30街区7号 [名 称] パソコンプラザ都城株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は自治公民館や校内リサイクル団体等のリサイクル活動に対する報奨金支払を管理するシステムを構築する業務を委託するものである。 新たに開発するには既存のシステムの分析等が必要であり、特殊な業務である。また、構築後のシステムには、定期的にシステム保守が必要である。システム構築及びシステム保守料の経費構成は、事業所間で大きく異なることもあるため、システム構築費用に、5年間のシステム保守料を加えて、総合的に最も有利な価格を提示した事業者と契約するために、入札に代え、当該3者での見積合せにて競争を行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年11月1日		
契 約 金 額	2, 1 6 0, 4 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	58
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9 (直通)
契 約 案 件 名	都城市一般廃棄物最終処分場 トラックスケールシステム修繕
案 件 の 概 要	都城市一般廃棄物最終処分場トラックスケールシステムの修繕を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市平江町46番地7号 [名 称] 有限会社泰盛堂
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本修繕は、都城市一般廃棄物最終処分場の管理棟にあるトラックスケールシステムの修繕を行うものである。 当該設備は、最終処分場に合わせて、上記事業者の設計仕様に基づき施工された極めて特殊な設備であるため、当該設備を設置した同事業者が本修繕を行わなければ、適正かつ確実な履行は困難であり、不具合が生じるおそれがある。 仮に他の事業者が本修繕を行った場合、確実な業務の履行が期待できず、また、本業務終了後に不具合が生じたときには、責任の所在が不明確になるとともに、原因究明及び修復に支障が生じる可能性が高く、当該設備の機能について、確実な保証が得られないおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年11月1日
契 約 金 額	1, 9 8 0, 0 0 0円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	59
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 4 (直通)
契 約 案 件 名	令和6年10月児童手当法改正に伴うシステム改修業務委託
案 件 の 概 要	令和6年10月児童手当法改正に伴い、児童手当システムの改修業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、令和6年10月児童手当法改正に対応するため、児童手当システム（以下「システム」という。）の改修業務を委託するものである。 本システムは、上記事業者が開発したものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。 仮に他の事業者に本業務を委託した場合、システムの確実な更新が困難であり、行政事務に支障を来すおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年11月1日
契 約 金 額	3, 0 7 4, 5 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番 号

60

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	高城運動公園野球場ラバーフェンス修繕
案 件 の 概 要	高城運動公園野球場のダグアウトから内外野にかけてのラバーフェンスを修繕するもの
契約の相手方	[所 在 地] 鹿児島県鹿児島市鴨池一丁目14番13号1F [名 称] コウフ・フィールド 株式会社 南九州支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本修繕は、高城運動公園のダグアウトから内外野にかけてのラバーフェンスを再塗装するものである。また、経年劣化により傷、穴に水が溜まる箇所も多数発生しているため、その部分を修復しながらの修繕である。 また、プロ野球キャンプ利用も可能なように修繕を実施する必要があるため、屋外体育施設の建設に精通した専門業者である運動施設施工技士が所属し、かつ、同種の施工実績を3件以上持つ事業者により依頼する必要がある。 さらに、プロ野球キャンプに向け期間が限られており、入札を行う時間的余裕はない。 上記事業者は、事業者を求める要件を満たすほか、早期対応可能な事業者である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年11月1日
契 約 金 額	6, 2 2 3, 8 0 0 円

令和 6 年度 随意契約理由書

番 号

61

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 生涯学習課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 5 (直通)
契 約 案 件 名	令和6年度子どもすこやか講演会講師招聘業務委託
案 件 の 概 要	「人権週間（1 2 月 4 日～8 日）」に合わせて、人権に関する意識高揚を図るとともに、家庭の教育力の向上や青少年の健全育成を図るための合同講演会を開催するもの
契約の相手方	[所 在 地] 大阪市福島区福島 5 - 1 3 - 1 8 - 5 1 7 [名 称] 株式会社 オフィス愛
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、「人権週間（1 2 月 4 日～8 日）」に合わせて、人権に関する意識高揚を図るとともに、家庭の教育力の向上や青少年の健全育成を図るための合同講演会を開催するものである。 講師選定に当たり、対象となる聴衆や講演のテーマ、目的に応じて、最も適切な経験と知識を持つ人を選ぶことを優先することとし、単に知識があるだけでなく、聴衆に分かりやすく伝える能力や、人々の心に響くメッセージを発信できる人物であることも大切な要素として探した結果、多数の自治体での講演実績のある、ヴァイオリニストの増田太郎氏が適切と判断した。 同氏を講師に依頼するためには、同氏をマネジメントしている上記事業者により依頼する必要がある、依頼先は特定される。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和 6 年 1 1 月 1 日
契 約 金 額	5 9 5 , 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	62
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 (都城学校給食センター) [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 7 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市学校給食献立システム構築業務委託		
案 件 の 概 要	都城市学校給食献立システム構築業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 香川県坂出市旭町一丁目1番27号 [名 称] 株式会社コーエイコンピューターシステム		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務の履行に当たっては、価格のみによる競争ではなく、業務実績や専門的な知識を有する事業者からの提案を基に、円滑なシステム構築及び運用が可能な受託候補者の選定を行うため、指名型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルは、令和6年8月9日に3者に対してプロポーザルの実施を通知し、その結果1者からプロポーザル参加の申請があり、提出された技術提案書に基づき、令和6年9月4日に選定委員会による評価・審査を実施した。 評価・審査においては、あらかじめ規定された評価項目に基づき技術審査点及び価格審査点の算出・判定を行い、その結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年11月1日		
契 約 金 額	5, 3 7 9, 0 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	63
担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 4 5 - 6 6 7 8 (直通)		
契 約 案 件 名	ダンプ車（宮崎100は4321）荷台テールゲート割れ修繕		
案 件 の 概 要	都城市クリーンセンターにて保有している焼却灰運搬用のダンプ車両の修繕を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県飯塚市伊岐須428 [名 称] 極東開発工業 株式会社 ロードサービス部 九州サービス課		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城市クリーンセンターにて保有している焼却灰運搬用のダンプの修繕である。 当該ダンプ車の荷台部分は、上記事業者の独自の設計仕様に基づき独自に制作されたものであり、同事業者でなければ確実な修繕を行うことは期待できず、修繕依頼先は、上記事業者に特定される。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年11月5日		
契 約 金 額	648,747円		

令和 6 年度 随意契約理由書

		番 号	64
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)		
契 約 案 件 名	関之尾公園ライトアップ設備設置等業務委託		
案 件 の 概 要	関之尾公園におけるライトアップ設備設置等業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市志比田町4771番地1 [名 称] 株式会社 トーエイ電設		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、関之尾公園におけるライトアップ設備設置等業務を委託するものである。 本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルは、令和6年9月20日にプロポーザルの実施を公告し、その結果1者から応募があり、参加資格審査を経て、当該1者による技術提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を10月24日に実施した。 プレゼンテーション及びヒアリングによる審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格審査及び企画審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年11月5日		
契 約 金 額	15,015,000円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	65
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)		
契 約 案 件 名	観音池公園自由広場芝生修繕		
案 件 の 概 要	観音池公園自由広場の芝生を修繕するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市高城町石山4 1 9 5 番地 [名 称] 都城ぼんち地域振興株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 当該広場は水はけが悪く、雨の日やその翌日等に使用すると芝生の状態が悪くなり、その後の使用のためには土入れ等の修繕が必要な状態となる。 今回、焼肉カーニバルが雨の日の翌日に実施され、作業車両等が頻繁に出入りした結果、芝生修繕が必要なほど、芝生の状態は悪化した。当該広場は、グラウンドゴルフ等にも利用されており、早急な修繕が必要である。 当該広場を含む観音池公園は、上記事業者が指定管理者となっており、日常的な管理を行っている。また、芝生の状態や適切な修繕について詳しい立場にあり、利用者への影響を抑えつつ、本修繕を適切に行うに当たり、最も適した事業者である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年11月5日		
契 約 金 額	682,880円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	66
担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 2 - 8 8 8 2 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市消防局庁舎非常用発電設備保守点検業務委託		
案 件 の 概 要	都城市消防局庁舎に設置されている非常用発電設備の年1回の保守点検業務（（1）発電機本体（2）制御装置（3）始動用蓄電池（4）ディーゼルエンジン等の1年点検及び確認運転の実施）を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市大字恒久字原出口4488番4 [名 称] 九州三菱電機販売株式会社 宮崎支社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	当該設備については、緊急時において指令室の電源が失われないよう、確実な動作が特に求められる。 現在消防局に設置している非常用発電設備は、三菱電機株式会社製の発電機及び三菱重工株式会社製のエンジンで構成されており、上記事業者が当初導入及び設置を行っていることから、上記事業者に委託することで保守点検業務においても確実な履行が期待できる。 仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の不備によるものなのか、メンテナンス不良によるものか）が不明確になるおそれがあり、また業務にも多大な影響を来す可能性がある。以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年11月5日		
契 約 金 額	852,500円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	67
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高城総合支所 産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 8 - 2 3 1 0 (直通)		
契 約 案 件 名	石山地区内水対策基本設計業務委託		
案 件 の 概 要	令和5年度都城市内水対策検討業務委託において、高城町石山地区の内水対策の方針が決定し、国土交通省との事前協議で必要となる基本設計のための測量設計調査を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市旭1-7-26 [名 称] 株式会社 エイト日本技術開発		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当 令和4年9月18日の台風14号により、大淀川が過去最高の水位まで上昇し市内各地で甚大な浸水被害が発生した。これを受け、令和5年度都城市内水対策検討業務委託において、浸水被害解消に向けた対策方針を令和6年の5月に決定した。 対策工は排水ポンプ設置、ため池を活用した事前放流、樋門遠隔操作の3つの対策の組み合わせである。 当該業者は、段階的施工による時系列の浸水解消効果を把握しており、国県関係機関との協議を極めて円滑に進める事が出来る唯一の業者である。これにより経費の削減及び工期短縮が図られ、本業務の迅速な履行が確保できる。 以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年11月7日		
契 約 金 額	6, 5 8 6, 8 0 0円		

令和 6 年度 随意契約理由書

		番 号	68
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高城総合支所 産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 8 - 2 3 1 0 (直通)		
契 約 案 件 名	単災測 第 1 号 高崎・山之口線 測量設計業務委託		
案 件 の 概 要	令和 6 年 8 月 2 6 日から 2 9 日にかけての台風 1 0 号により被災した、市道排水路の復旧工事を行うための測量設計を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市太郎坊町 7 7 8 9 番地 1 [名 称] 株式会社 九研総合コンサルタント		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本業務は令和 6 年 8 月 2 6 日から 2 9 日にかけて襲来した台風 1 0 号により被災した、市道排水路の復旧工事のための測量設計委託業務である。 台風 1 0 号により、一級市道高崎・山之口線の排水路が崩壊し、道路排水が民有林へ流出している状況にある。また、農地も隣接しており被害が拡大すれば農作物の作付けにも影響が及ぶ。 災害復旧を行うに当たり、図面作成・復旧工法検討を早急に行わなければならない、本件については競争入札に付する時間的余裕がない。 上記業者は地元の業者で、被災直後に現場の状況を把握し、また、本件と同様の災害復旧に伴う測量設計業務の実績もあることから事業の特性についても精通しており、本業務への速やかな体制構築が可能である。 以上の理由により、早急な対応が可能である上記業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 6 年 1 1 月 7 日		
契 約 金 額	3, 4 1 0, 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	69
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 (山田学校給食センター) [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 4 - 1 8 6 0 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市山田学校給食センター和え物室外自動ドア修繕		
案 件 の 概 要	山田学校給食センターの和え物室及び下処理室並びに検収室に設置している自動ドアの修繕を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市大塚町宮田2875番地1 [名 称] オリエント産業株式会社 宮崎支店		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 山田学校給食センター内の3箇所の自動ドアに不具合が生じている。 上記事業者にて点検確認してもらったところ、コントローラー装置が故障しており、取替えが必要とのこと、また、ドライブプーリー亀裂、ベルト磨耗、タッチスイッチ感度低下等の経年劣化も見られることから一式取替えを行う必要もある。 また、本コントローラー装置については、修繕後に初期設定を行う必要があり、その設定を行う機材については、製造メーカー代理店のみが所有している。 この点、上記事業者は、製造メーカーの販売、施工、保守に関する九州地区の総代理店であり、初期設定を行う機材を保有する県内唯一の事業者である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年11月8日		
契 約 金 額	715,000円		

令和 6 年度 随意契約理由書

		番 号	70
担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 指令課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 5 (直通)		
契 約 案 件 名	消防指令施設等部品交換修繕		
案 件 の 概 要	消防指令施設、消防救急デジタル無線設備及び消防情報支援システムの機能障害発生を防止するため、機器の部品交換を実施し、システム全体の安定稼動を図るもの		
契約の相手方	[所 在 地] 福岡市中央区天神 2 丁目 1 3 番 7 号 [名 称] 沖電気工業株式会社 九州支社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 現在、本市が運用している消防指令施設、消防救急デジタル無線設備及び消防情報支援システム（以下「消防指令施設等」という。）は、自動出動指令装置、地図検索装置等を中心とする情報系機器を多数使用している。これらの機器は、119番通報から災害事案の処理まで、指令管制業務の全てに深く関わり、運用開始から24時間365日休止することなく稼動し続けているため、消耗の度合いも著しいものとなっている。 消防指令施設等の長期的な安定稼動とシステム器材の経年劣化等による機能障害の発生を防止するため、定期的な部品の交換を実施していかなければならない。 消防指令施設等は、上記事業者の設計仕様・構造に基づき製造されたもので、同事業者独自の部品も多数使用されている。また、消防指令施設等導入時の現場施工や保守点検業務についても同事業者が行っている。部品の交換に伴い、稼動している消防指令施設等の運用に支障が及ばないような適切かつ確実な施工が必要なことから、システム全体を把握している上記事業者でなければ効率的で安全な履行が期待できない。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、システムに不具合が発生した時の責任の所在が不明確となり、確実な性能保証が得られないばかりか障害復旧の遅延も予想される。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 6 年 1 1 月 8 日		
契 約 金 額	1, 1 3 8, 7 2 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	71
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)			
契 約 案 件 名	都城運動公園 グラウンドシート			
案 件 の 概 要	プロ野球キャンプ時の雨天対策として、大型のグラウンドシートを設置するもの			
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市吉村町下藪甲 4 3 5 3 番地 5 [名 称] 有限会社ボールパークドットコム			
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件はプロ野球キャンプ時の雨天対策として都城運動公園の内野グラウンドに大型のグラウンドシートを設置するものである。 上記事業者の製品は、宮崎県内のプロ野球の試合・キャンプを実施する、サンマリンスタージアムをはじめ、アイビースタジアム、SOKKENスタジアムでも利用されており、利用実績は申し分ない。 また、上記事業者は都城運動公園の日常のグラウンド整備業務をしているが、キャンプ時も球団からグラウンド整備を任されることとなっており、球団とも連携が図れ、スムーズな運用が期待できる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。			
契 約 締 結 日	令和6年11月11日			
契 約 金 額	2, 2 6 3, 3 6 0 円			
	総価契約	単価	予定数量	合計
	グラウンドシート#1455UV シルバー色 30*30m 周囲折り返し雑草不入 ハト#28@2m	565840 円	4 枚	2, 263, 360

令和6年度 随意契約理由書

番 号	72
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 1 - 7 1 8 3 (直通)
契 約 案 件 名	交通指導員用制服
案 件 の 概 要	貸与期間更新に伴う制服等の購入
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市橘通東三丁目4番12号 [名 称] 株式会社宮崎山形屋
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 交通指導員が着用する制服や装備品は警察官に準ずる仕様が特別に認められており、活動時は統一した制服等を着用することが求められている。 上記事業者に今年度既に発注しており、既存品と統一感を図るため再度同事業者に発注するものである。
契 約 締 結 日	令和6年11月13日
契 約 金 額	561,770円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	73
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 危機管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 9 (直通)
契 約 案 件 名	救援物資の受入・仕分け・配送機能に関する研修業務委託
案 件 の 概 要	南海トラフ巨大地震などの大規模災害時における甚大な被害を想定し、県南部地域において後方支援活動の実施体制を構築するため設立された宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会担当職員等を対象とした研修を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 東京都千代田区神田和泉町2番地 [名 称] 株式会社NX総合研究所
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、救援物資受入・仕分け・配送機能についての基礎的な知識の醸成をはかり、物資輸送センターの運営に係る考え方をグループワーク等で学ぶことでスキルアップを図る。 本業務の履行にあたっては上記研修を実施するために、災害時の物資輸送について特に高いノウハウを有する事業者へ委託する必要がある。 この点、上記事業者は物流コンサルティング業者として、物流業を担う人材の育成を行っており、宮崎県トラック協会主催の災害物流専門家研修や令和5年度に本市主催で研修を実施するなど、災害物流についても多数の実績があるため、本件の研修目的に最も合致したハイレベルな研修内容及び効果が期待できる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年11月14日
契 約 金 額	682,000円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	74
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 国スポ・障スポ推進課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 9 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城運動公園南側防塵ネット設置業務委託
案 件 の 概 要	都城運動公園南側に防塵ネット設置業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市乙房町130番地1 [名 称] 株式会社 徳丸開発
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 都城運動公園は、令和9年国民スポーツ大会開催に向け整備を進めており、9月より公園南側の園路や敷地の整備に着手したところである。 また、8月までテニスコートの整備を実施し、今後もテニスコート東側園路の整備を進めるため、近接する住宅地に配慮し、テニスコート東側全部と南側の一部に防塵ネットを設置している。 今回は、上記の南側の一部に設置している防塵ネットを公園端まで延長して南側全部に防塵ネットを設置しようとするものである。 これから整備に着手する公園南側は、公園を取り囲むように住宅地が近接して建ち並んでおり、かつ隣接する市道は通学路として利用されている。そのような環境で今後工事を進めていく上では、防塵、目隠し、事故防止の対応が必須であり、近隣住宅からも、対応を求められており急務である。 上記業者は、テニスコート東側全部と南側の一部に防塵ネットを設置した業者であり、資材の調達、設置に関し早急な対応が期待できる。また、同業者が設置した防塵ネットを延長して設置する業務のため責任の所在も明確となる。 以上の理由から上記業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年11月15日
契 約 金 額	726,000円

令和6年度 随意契約理由書

番 号

75

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高城総合支所地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 8 - 2 3 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	都城市消防団高城分団第6部星原詰所整備工事
案 件 の 概 要	都城市消防団高城分団第6部星原詰所整備工事を設計・施工一括発注で整備するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市島之内6322-1 [名 称] 株式会社ナガワ宮崎営業所
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本工事は、都城市消防団高城分団第6部星原詰所を整備するものである。 整備には、既製品プレハブを採用し、さらに単年度での施設整備を確実にするため、工期短縮や経費削減が見込まれる「設計・施工一括発注方式」を選択することとし、また、設計及び施工を実施可能な事業者を広く募るため、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルは、令和6年9月20日から令和6年10月4日までプロポーザル参加者の公募を実施し、その結果1者から応募があり、参加資格審査を経て、当該1者による技術提案書に基づく書類審査を10月28日に実施した。 書類審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格審査及び規格審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年11月15日
契 約 金 額	16,940,000円

令和6年度 随意契約理由書

番 号

76

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 4 5 - 6 6 7 8 (直通)
契 約 案 件 名	都城市クリーンセンター用水施設非常用発電機保守点検整備業務委託
案 件 の 概 要	都城市クリーンセンター用水施設に設置している非常用発電機の点検整備を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市田代町170番1号 [名 称] ヤンマーエネルギーシステム株式会社宮崎出張所
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城市クリーンセンター用水施設の停電時に備えた非常用発電機について、機能維持のために点検整備を委託するものである。 当該発電機は、ヤンマーエネルギーシステム株式会社が独自の機械及び特殊部品を使用して製造したものであり、部品手配、故障時及び保守点検整備についても、ヤンマーエネルギーシステム株式会社のみが対応可能である。 上記事業者は、県内唯一のヤンマーエネルギーシステム株式会社の商品を取り扱う事業所であり、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、性能保証が得られなくなるおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年11月18日
契 約 金 額	517,000円

令和 6 年度 随意契約理由書

		番 号	77
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)		
契 約 案 件 名	多言語観光パンフレット作成業務委託		
案 件 の 概 要	本市を訪れた外国人観光客の市内周遊を促進するために、最新の観光情報を盛り込んだ多言語観光パンフレットの作成業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市祝吉 3 - 5 - 1 6 [名 称] 株式会社メッセージ		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本業務は、本市を訪れた外国人観光客の市内周遊を促進するために、最新の観光情報を盛り込んだ多言語観光パンフレットの作成業務を委託するものである。また、国の補助金が活用できる場合にのみ作成することとしていたが、補助金申請が国に認められたことから、日本語パンフレットに加えて、多言語観光パンフレットの作成も、急遽、取り組めることとなった。現行の多言語観光パンフレットは、平成30年初版、平成31年に増刷するものの、その後現在まで修正しておらず、掲載情報も更新していないことから、今回新たに多言語観光パンフレットを作成するものである。 上記事業者は、現在、日本人向けの「都城市観光パンフレット」の作成を進めており、市内観光施設の取材・撮影中である。多言語観光パンフレット作成も同事業者に依頼すれば、写真や原稿等の素材を流用するため効率的であり、かつ、両パンフレットをほぼ同時期に納品することが可能である。以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 6 年 1 1 月 1 9 日		
契 約 金 額	9 7 9 , 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	78
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税局 ふるさと納税局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	楽天ペイ決済完了画面広告業務委託		
案 件 の 概 要	楽天ペイの決済完了画面上において、一定の検索条件に従い、ポップアップバナー広告を掲載するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都港区港南二丁目16番5号 NBF品川タワー [名 称] 楽天ペイメント株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、より多くの寄附を獲得するため、楽天ペイの決済完了画面においてポップアップバナー広告を実施するもの。 楽天ペイは、会員数1億超の楽天グループに属する決済サービスであり、楽天ポイントや楽天キャッシュ、楽天E d y等と連携していることから、楽天経済圏に属する多くの会員が利用している。 また、本市において最も寄附額をあげる楽天ふるさと納税ポータルサイトも同グループに属しており、当該決済サービスとの親和性は非常に高い。 そのため、楽天ペイの決済完了画面においてポップアップ広告を実施することは、寄附額を伸ばすうえで非常に効果的であり、他者には真似できないものである。 以上の理由により、本業務の目的に最も合致した履行が期待できる上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年11月20日		
契 約 金 額	執行見込総額 4,400,000円		
	単価契約	単価	予定数量 合計
	楽天ペイ決済完了画面広告12月	55円	40000クリ 2,200,000
	楽天ペイ決済完了画面広告11月	55円	40000クリ 2,200,000

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	79
担 当 課	[部 課 等 名] 高崎総合支所 地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 2 (内線)		
契 約 案 件 名	都城市高崎福祉保健センターロビー空調機部品取替修繕		
案 件 の 概 要	高崎福祉保健センターロビー空調機の室外機部品の取替修繕を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市早水町9号5番地2 [名 称] 第一設備工業株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、高崎福祉保健センターのロビーの空調機の室外機に不具合が発生したため、部品の取替修繕を行うものである。 上記事業者は、本センターの空調設備保守点検事業者であり、設備全般に精通しており、施工後の監視・点検体制もスムーズに行える。 仮に他事業者が本修繕を行った場合、保守事業者と修繕事業者が混在することになり、事故等が発生した際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年11月22日		
契 約 金 額	1, 1 7 7, 0 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	80
担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 森林保全課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	市有林管理事業 第1号 造林業務委託		
案 件 の 概 要	梅北町外の市有林管理事業に係る造林業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市早鈴町5085番地 [名 称] 都城森林組合		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業を実施するためには、造林・育林作業等の特殊な技術及び労務の確保を必要とし、かつ山林という現場に精通していなければならない。 また、本事業は市内の林業担い手対策・雇用対策としても位置付けられていることから、受注者には林業担い手に対する指導力があり、所属する人材も豊富であることが求められる。 以上の理由により、これまでの実績に照らし、本業務の受注者として必要な要件を満たし、確実な業務の遂行を期待できる唯一の事業者である上記組合と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年11月22日		
契 約 金 額	20,207,000円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	81
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)		
契 約 案 件 名	北前キャンプ場イルミネーション設備設置等業務委託		
案 件 の 概 要	関之尾公園北前キャンプ場におけるイルミネーションの設置及び撤去業務を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市大字本郷北方2753番地5 [名 称] 株式会社AVC放送開発		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は関之尾公園北前キャンプ場におけるイルミネーションの設置及び撤去を行うものである。 本事業で使用する器具は、まちなか広場や道の駅都城でのイルミネーション設置後の余剰灯具を使用する計画であり、これらの在庫を正確に把握し、効率的に活用できるのは、現在それらの設置作業を行っている上記事業者に限られる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年11月22日		
契 約 金 額	1, 8 4 8, 0 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	82
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 文化財課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 7 (直通)
契 約 案 件 名	都城歴史資料館落雷による空調設備及び非常灯取替修繕
案 件 の 概 要	落雷により被害を受けた都城歴史資料館の空調設備及び非常灯の取替修繕をするもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市大字赤江2番地 [名 称] 株式会社 九南
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当 上記の案件について、6者を指名したところ2者が辞退し、4者で競争入札を執行したが、1回目入札で不落となり、2回目においては上記事業者以外の者が辞退したことから、不落随意契約によることとした。 入札参加者のうち、見積合わせ参加を希望した上記事業者から見積書を徴し、随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年11月22日
契 約 金 額	2, 1 7 8, 0 0 0円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	83
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 秘書広報課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 7 4 (直通)		
契 約 案 件 名	市政PR広報業務		
案 件 の 概 要	市政広報の一環として、新聞紙面に市政をPRする広告を掲載し、市政を広く周知するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市中原町39街区1号 [名 称] 株式会社都城宮日サービスセンター		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、市政広報の一環として、新聞紙面に市政をPRする広告を掲載し、市政を広く周知するものである。 そのためには、本市で最多の発行部数を誇る宮崎日日新聞に紙面広告を掲載することが最も効果的である。 なお、宮崎日日新聞社への広告掲載については、上記事業者が同新聞社広告代理店となっている。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。 各新聞社の市内販売部数（令和6年11月時点） 1. 宮崎日日新聞 21,195部 2. 読売新聞 3,857部 3. 朝日新聞 1,777部 4. 毎日新聞 2,645部		
契約締結日	令和6年11月25日		
契 約 金 額	執行見込総額 1,485,000円		
	単価契約	単価 予定数量	合計
	紙面広告（黒1色）1段当たり 縦32mm×横385mm	82500円 18段	1,485,000

令和6年度 随意契約理由書

番 号	84
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)
契 約 案 件 名	券面印字プリンター機器賃貸借
案 件 の 概 要	総合支所をはじめ10か所に設置する個人番号カード、在留カード等の券面印字プリンターについて、賃貸借を行うもの (令和7年1月1日から令和11年12月31日の5年間の長期継続契約)
契約の相手方	[所 在 地] 【販売人】 宮崎県都城市高城町桜木610番地1 【賃貸人】 宮崎市広島二丁目5番10号 [名 称] 【販売人】 山崎株式会社都城営業所 【賃貸人】 NX・TCリース&ファイナンス株式会社宮崎営業所
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 券面印字プリンタの調達においては、一般的に機器の賃貸借契約のみならず、当該機器の保守契約についても併せて行うため、仮に機器の賃貸借のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならないおそれがある。 このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃料及び保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。 また、券面印字プリンタの導入は、リース契約の方法で行うため、山崎株式会社が賃貸債務の履行業者としてあらかじめ指定していた、NX・TCリース&ファイナンス株式会社を含む3者間で賃貸借契約を締結するものである。
契 約 締 結 日	令和6年11月25日
契 約 金 額	4, 1 1 1, 8 0 0円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	85
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)		
契 約 案 件 名	券面印字プリンター機器保守業務委託		
案 件 の 概 要	個人番号カード、在留カード等のカード券面印字のためのプリンターの保守業務を委託するもの (令和7年1月1日から令和11年12月31日までの長期継続契約)		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市高城町桜木610番地1 [名 称] 山崎株式会社都城営業所		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 券面印字プリンタの調達においては、一般的に機器の賃貸借契約のみならず、当該機器の保守契約についても併せて行うため、仮に機器の賃貸借のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならないおそれがある。 このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃料及び保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年11月25日		
契 約 金 額	1, 3 7 4, 7 8 0円		

令和 6 年度 随意契約理由書

		番 号	86
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 文化財課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 7 (直通)		
契 約 案 件 名	都城歴史資料館落雷による昇降機部品取替修繕		
案 件 の 概 要	都城歴史資料館の落雷により故障した昇降機部品を取替修繕するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市大字芳士字人ノ前 1 8 0 2 番地 1 [名 称] 株式会社イーデン		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 令和6年9月に都城歴史資料館受変電設備に落雷があり、停電、即時臨時休館となった。 令和6年10月に仮設電気の引込を行い状況を確認したところ、昇降機の駆動・伝送・通信・管理を制御する部品の損傷が判明した。当該機器は主に体が不自由な方が使用することから早急に対処する必要がある。 上記事業者は、現在、都城歴史資料館に設置されている昇降機のメーカーの専門のサービス会社で、昇降機設備保守点検業務受託者であり、落雷後の状況についても把握しているため、同事業者に修繕を依頼することが最も適切かつ確実である。 仮に他の事業者が本修繕を受注した場合は、故障発生時の責任の所在（本修繕によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明瞭になるほか、性能保証も得られなくなるおそれがある。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年11月26日		
契 約 金 額	3, 4 3 9, 7 0 0 円		

令和 6 年度 随意契約理由書

番 号	87
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)
契 約 案 件 名	統合端末及びタッチパネル機器賃貸借
案 件 の 概 要	個人番号カード交付事務で使用する統合端末及びタッチパネルを増設するための賃貸借をするもの (令和6年12月1日から令和11年11月30日までの長期継続契約)
契約の相手方	[所 在 地] 【賃貸人】 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 【販売人】 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 【賃貸人】 株式会社 J E C C 【販売人】 行政システム九州株式会社宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、個人番号カードの再申請、更新等の増加に伴う、窓口増設に必要な統合端末及びタッチパネル各4台を増設するための賃貸借を行うものである。 統合端末は基幹系システムAcrocity (以下「Acrocity」という。)と連携をしており、Acrocityは上記販売人が開発し、システムに係るライセンスを保有しているものである。また、現在使用している統合端末とタッチパネルとを連携させるサーバは、上記販売人が構築したものであり、機器の導入に当たっては、Acrocityや機器の専門知識を有することや設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 仮に本業務を他の事業者から導入した場合、導入作業の過程や通常使用における障害発生時において、その原因が機器にあるのかAcrocityもしくは連携サーバにあるのかの判断が難しいケースでは、事業者間での調整が必要となり、障害対応や復旧までに時間を要し、行政事務に多大な支障を来すおそれがある。 以上の理由により、上記販売人でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同販売人と随意契約するものである。 なお、本件は、リース契約の方法で行うため、上記販売人が賃貸責務の履行業者としてあらかじめ指定する賃貸人を含む3者間で契約を締結するものである。
契 約 締 結 日	令和6年11月28日
契 約 金 額	2, 1 5 1, 6 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番 号

88

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)
契 約 案 件 名	統合端末及びタッチパネル機器保守業務委託
案 件 の 概 要	個人番号カード交付事務で使用する統合端末及びタッチパネルを増設するための賃貸借をするもの (令和6年12月1日から令和11年11月30日までの長期継続契約)
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、個人番号カード交付事務に使用している統合端末及びタッチパネル各4台を新しく増設するための賃貸借に併せて保守業務を委託するものである。 統合端末は基幹系システムAcrocity（以下「Acrocity」という。）と連携をしており、Acrocityは上記事業者が開発し、システムに係るライセンスを保有しているものである。また、現在使用している統合端末とタッチパネルとを連携させるサーバは、上記事業者が構築したものであり、統合端末及びタッチパネルの保守に当たっては、Acrocityや連携サーバの専門知識を有することや設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 仮に本業務を他の事業者から導入した場合、通常使用における障害発生時において、その原因が機器にあるのかAcrocityもしくは連携サーバにあるのかの判断が難しいケースでは、事業者間での調整が必要となり、障害対応や復旧までに時間を要し、行政事務に多大な支障を来すおそれがある。 以上の理由により、当該機器の導入及び設定を実施した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年11月28日
契 約 金 額	844,800円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	89																				
担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)																						
契 約 案 件 名	子宮頸がんワクチン集団接種事業医薬品売買単価契約																						
案 件 の 概 要	予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項11号に掲げるヒトパピローマウイルス感染症について、接種の利便性向上のため、都城市保健センターにおいて集団接種を行う際に使用するワクチンを購入するもの																						
契約の相手方	[所 在 地] 都城市早水町3509-1 [名 称] 株式会社アステム都城支店																						
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 集団接種で使用する3種類のワクチンを予約者数に応じて、必要な数を確保できる事業者と契約する必要があるが、現在、ワクチンの供給が追いつかず、製薬会社から販売事業者へ、限定出荷がなされている状況である。 物品有資格事業者名簿に「医薬品・ワクチン」で登録されている5者のうち、各種ワクチンの必要数を確保できるのが1者だけであったため上記事業者と随意契約するものである。																						
契 約 締 結 日	令和6年11月28日																						
契 約 金 額	<table><tr><td>執行見込総額</td><td colspan="3">9, 0 4 9, 1 9 4 円</td></tr><tr><td>複数単価契約</td><td>単価</td><td>予定数量</td><td>合計</td></tr><tr><td>サーバリックス（2価）シリンジ0.5ml</td><td>12,000 円</td><td>3 本</td><td>36,000</td></tr><tr><td>ガーダシル水性懸濁筋注シリンジ（4価）シリンジ0.5ml</td><td>12,000 円</td><td>15 本</td><td>180,000</td></tr><tr><td>シルガード水性懸濁筋注シリンジ（9価）シリンジ0.5ml</td><td>20,970 円</td><td>382 本</td><td>8,010,540</td></tr></table>			執行見込総額	9, 0 4 9, 1 9 4 円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	サーバリックス（2価）シリンジ0.5ml	12,000 円	3 本	36,000	ガーダシル水性懸濁筋注シリンジ（4価）シリンジ0.5ml	12,000 円	15 本	180,000	シルガード水性懸濁筋注シリンジ（9価）シリンジ0.5ml	20,970 円	382 本	8,010,540
執行見込総額	9, 0 4 9, 1 9 4 円																						
複数単価契約	単価	予定数量	合計																				
サーバリックス（2価）シリンジ0.5ml	12,000 円	3 本	36,000																				
ガーダシル水性懸濁筋注シリンジ（4価）シリンジ0.5ml	12,000 円	15 本	180,000																				
シルガード水性懸濁筋注シリンジ（9価）シリンジ0.5ml	20,970 円	382 本	8,010,540																				

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	90
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)		
契 約 案 件 名	LGWAN接続ルータ移設作業業務委託		
案 件 の 概 要	宮崎中央 i D C に設置している L G W A N 接続ルータを本市庁舎へ移設するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都港区海岸一丁目7番1号 [名 称] ソフトバンク株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 上記事業者は、国から第四次 L G W A N (総合行政ネットワーク) の構築と運用を委託されている事業者であり、本市の既存 L G W A N 事業においても同事業者と契約し、構築運用をしている。 本事業は、現在宮崎中央 i D C に設置している L G W A N 接続ルータ (主系及び従系) を本市庁舎へ移設するものであり、本ルータはアクセス回線サービスの付帯役務として同事業者が提供しているものであることから、上記事業者でなければ、障害発生時の対応を迅速かつ確実に行うことはできない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年11月29日		
契 約 金 額	6 6 0 , 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	91
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税局 ふるさと納税局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 5 4 2 (直 通)
契 約 案 件 名	Amazonふるさと露出プラン サービス利用申込
案 件 の 概 要	Amazonふるさと納税のサイト上において、リンクやバナー広告の表示等を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 東京都目黒区下目黒1-8-1 ARCO TOWER [名 称] アマゾンジャパン合同会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイトが主流となっている状況（都城市の場合、9割以上）であるため、認知度が一定以上あり、効果的な広告宣伝等による集客及び効率的な寄附獲得を期待できる大手ポータルサイトに申込フォームを開設することが有効である。 その点、アマゾンジャパンは国内最大級のショッピングサイトであり、ショッピングサイトの月間利用者数は約5,200万人であるため、アマゾンサービスを利活用して多くの利用者へ販促や告知を行うこと効果的である。 そのようなサイト内で広告を実施することは寄附額を伸ばすうえで非常に効果的であり、それができるのは同サイトを運営している上記事業者に限られるため委託先は特定される。 以上の理由により、本業務の目的に最も合致した履行が期待できる上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年11月29日
契 約 金 額	10,890,000円

令和 6 年度 随意契約理由書

番 号

92

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 4 (直通)
契 約 案 件 名	令和7年度都城市中学生海外派遣事業業務委託
案 件 の 概 要	令和 7 年夏に市内中学生20人及び引率者 4 人をオーストラリアに派遣するに当たり、派遣に伴う移動手段の手配、現地滞在における諸手続、派遣生徒への事前指導等を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市立野町 1 1 号 1 2 番地 1 鎌田事務所内 [名 称] トラベルワン株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本件は、令和 7 年 7 月 3 1 日から 8 月 6 日にかけて実施する中学生海外派遣事業に際し、派遣に伴う移動手段の手配、現地滞在における諸手続、派遣生徒への事前指導等の業務を委託するものである。 本業務委託については、有資格者名簿に履行可能な事業者が 1 者しか登載されていないため、競争入札に代え、見積書の提出による競争により相手方を決定することとした。有資格者名簿登載の 1 者に加え、市内で中学生海外派遣事業の実績のある 2 者及びオーストラリア中等学校生受入業務の実績のある 1 者の当該 4 者での見積合わせを行った。その結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和 6 年 1 1 月 2 9 日
契 約 金 額	8, 4 0 7, 0 8 0 円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	93
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)		
契 約 案 件 名	住民基本台帳ネットワーク機器賃貸借		
案 件 の 概 要	住民基本台帳ネットワークシステム機器の更新に伴う賃貸借		
契約の相手方	[所 在 地] 【賃貸人】 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 【販売人】 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 【賃貸人】 株式会社J E C C 【販売人】 行政システム九州株式会社 宮崎支店		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 現在、整備されている住民基本台帳ネットワークシステムは、上記販売人が開発し本市へ導入したものである。そのため、同販売人が今回の機器の更新作業を、確実に履行することが期待できる唯一の事業者である。 また、仮に他の事業者が当該更新作業を履行した場合、障害発生時の迅速な対応が難しく、行政事務に支障が出るおそれが高い。 このため、上記販売人と随意契約を行うものである。 なお、本件は、リース契約の方法で行うため、上記販売人が賃貸責務の履行業者としてあらかじめ指定していた、上記販売人を含む3者間で契約を締結するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年12月1日		
契 約 金 額	17,001,600円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	94
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)
契 約 案 件 名	住民基本台帳ネットワーク用統合端末構築業務委託
案 件 の 概 要	住民基本台帳ネットワークシステム用の統合端末構築を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 住民基本台帳ネットワークシステム機器は、上記事業者が導入及び設定を行ったものである。 本業務の履行に当たっては、機器の専門知識を有すること及び設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 また、本業務を仮に他の事業者へ委託した場合、障害発生時の迅速な対応が難しく、行政事務に支障が出るおそれがあり、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、当該システム機器の導入及び設定を実施した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月1日
契 約 金 額	616,000円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	95
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 8 6 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市教職員ストレスチェック検査等業務委託		
案 件 の 概 要	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の10の規定に基づき、教職員等のストレスチェック検査及び検査結果の集団分析の実施についての業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 公益社団法人都城市北諸県郡医師会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 ストレスチェック検査等は、労働安全衛生法（昭和47年法律57号）第66条の10の規定により事業所に義務付けられている。 本業務は、教職員のメンタルヘルスダウンを未然に防止する等の健康管理を目的に実施するものであり、毎年行っている教職員の健康診断と併せて分析結果等を行うとともに、検査結果等を同様に管理していく必要がある。 教職員の定期健康診断は上記事業者が指定管理を行っている都城健康サービスセンターで実施していることから、委託先は特定される。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年12月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 6 6 4 , 4 0 0 円		
	複数単価契約	単価 予定数量	合計
	ストレスチェック検査	550 円 1200	660,000
	調整費・データ管理料	3300 円	3,300
	集団分析費用	1100 円	1,100

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	96
担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税局 ふるさと納税局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	ふるさと納税に関する業務委託基本契約書		
案 件 の 概 要	ふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）の一つである上記事業者が運営する「JALふるさと納税」に本市ふるさと納税の申込フォームを開設するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都港区港南一丁目2番70号 [名 称] 株式会社JALUX		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイト経由が主流となっている状況（都城市の場合、9割以上）であるため、認知度が一定以上あり、効果的な広告宣伝等による集客及び効率的な寄附獲得を期待できる大手ポータルサイトに申込フォームを開設することが有効である。 その点、大手ポータルサイトの一つである「JALふるさと納税」は、約3,000万人いるJMB会員をメインターゲットとしており2020年のオープン以来、JMB会員を中心に約100,000名を集客している。そして、航空会社の強みを活かして、寄附者の嗜好、ライフスタイルに合わせた特集・宣伝を実施しており、本業務の目的に合致した履行を期待できる。 その申込フォームを取り扱っているのは上記事業者のみであるため、契約相手は特定される。 上記の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年12月2日		
契 約 金 額	執行見込総額 1,696,000円 単価契約 単価 予定数量 合計 寄附金額×8%		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	97
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 美術館 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 5 - 1 4 4 7 (直通)		
契 約 案 件 名	冬季収蔵作品展美術作品撤去等業務委託		
案 件 の 概 要	冬季収蔵作品展における美術品の展示及び撤去作業の業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通2丁目6番18号NMビル9階 [名 称] 日本通運株式会社 宮崎支店		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務の履行に当たっては、美術作品の取扱いに熟練した専門的職員を有していることが必要である。 しかし、これらの要件を満たす事業者は、九州管内において2者のみとなっており、都城市の競争入札資格者名簿に登載されている事業者は1者しかいない。 そこで、競争入札に代え、当該2者での見積合わせを行うことにより決定することとし、見積合わせを行った結果、上記事業者の見積額が安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年12月2日		
契 約 金 額	564,040円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号

98

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 総合政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 1 (直通)
契 約 案 件 名	都城市広域交通網の活用に関する調査検討業務委託
案 件 の 概 要	本業務は、本市の強みである地の利をさらに活かすため、広域交通網の活用等について、調査、検討を行うものである。
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市淀川三丁目8番17号 [名 称] 株式会社福山コンサルタント宮崎事務所
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく豊富な経験及び専門的知識を踏まえた調査・分析・コンサルティングが必要であるため、指名型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルは、令和6年10月28日に10社に対してプロポーザルの実施を通知し、その結果、1者から応募があり、当該事業者による技術提案書に基づく審査を令和6年11月26日に実施し、あらかじめ規定された評価項目に基づき、企画審査及び価格審査を行い、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月3日
契 約 金 額	10,464,300円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	99
-----	----

担 当 課	〔部 課 等 名〕地域振興部 山田地域生活課 〔電 話 番 号〕0 9 8 6－6 4－1 1 1 4（直通）
契 約 案 件 名	山田総合福祉センター誘導灯取替修繕
案 件 の 概 要	山田総合福祉センターの誘導灯の取替修繕を行うもの
契約の相手方	〔所 在 地〕 都城市上水流町2 4 8 2 番地 1 〔名 称〕 有限会社宮電
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2 第1 項第2 号該当 都城市山田総合福祉センターにおいて、停電が発生し、調査の結果、誘導灯の老朽化（液漏れ、サビ等）によるものと判断され、応急的な対応（電気配線の見直し）を実施した。 センター利用者の安全・安心を考慮すると、早急に修繕を実施する必要がある。 上記事業者は、前述の停電直後に、原因の究明及び応急的な対応を行った者であり、また、センターにおいて、低濃度P C B使用電気機器分析入替や照明器具修繕、暖房設備設置を行った者でもあることから、センターの電気関係の状況をもっとも熟知している者であり、本修繕を短期間で実施するに当たり、最も適した者である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年1 2 月 4 日
契 約 金 額	9 3 5， 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	100
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)		
契 約 案 件 名	戸籍システム振り仮名追加改修業務委託		
案 件 の 概 要	戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和5年法律第48号)の令和7年5月26日施行に伴い、戸籍の記載事項に氏名に加えて新たにその振り仮名が追加されるため、戸籍システムに振り仮名情報を追加する改修業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目14番1号 [名 称] 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 西日本支店		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 現在、整備されている戸籍総合システムは、平成17年度市町合併時、統合業務を上記事業者に委託し、同事業者が導入したものである。 本業務履行に当たり、ハードウェア及びソフトウェアの専門知識を有すること、本市の仕様で設定された本システムの内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 この点、上記事業者は、本システムの内容を十分に理解していること、現行システムの開発者であり、既戸籍データを円滑に移行できる唯一の事業者であり、上記事業者でなければ本業務の適切確実な履行は期待できない。 仮に他の事業者が本作業を履行した場合、障害発生時の迅速な対応が難しく、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年12月5日		
契 約 金 額	4, 0 2 6, 0 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号 101

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)
契 約 案 件 名	戸籍の附票システム振り仮名追加改修業務委託
案 件 の 概 要	マイナンバーカードへの氏名等の振り仮名及びローマ字表記等を実現することを目的とし、住民基本台帳法等の一部改正に基づき、戸籍附票に氏名等の振り仮名を記載するため、戸籍総合システムを改修するもの
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目14番1号 [名 称] 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 西日本支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、マイナンバーカードへの氏名等の振り仮名及びローマ字表記等を実現することを目的とし、住民基本台帳法等の一部改正に基づき、戸籍の附票に氏名等の振り仮名を記載するため、戸籍総合システムを改修するものである。 本業務の履行に当たっては、ハードウェア及びソフトウェアの専門知識を有することや、本市の仕様で設定された戸籍総合システムの内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 現在、整備されている戸籍総合システム（以下「システム」という。）は、上記事業者が導入したものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。 仮に他の事業者が当該更新作業を履行した場合、障害発生時の迅速な対応が難しく、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月5日
契 約 金 額	2, 6 6 2, 0 0 0円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	102
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)
契 約 案 件 名	戸籍システム振り仮名通知出力機能追加改修業務委託
案 件 の 概 要	戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和5年法律第48号)の令和7年5月26日施行に伴い、戸籍の記載事項に氏名に加えて新たにその振り仮名が追加されるため、戸籍システムに本籍人への通知に用いるデータ等出力機能を付加する改修業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目14番1号 [名 称] 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 西日本支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 現在、整備されている戸籍総合システムは、平成17年度市町合併時、統合業務を上記事業者に委託し、同事業者が導入したものである。 本業務履行に当たり、ハードウェア及びソフトウェアの専門知識を有すること、本市の仕様で設定された本システムの内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 この点、上記事業者は、本システムの内容を十分に理解していること、現行システムの開発者であり、既戸籍データを円滑に移行できる唯一の事業者であり、上記事業者でなければ本業務の適切確実な履行は期待できない。 仮に他の事業者が本作業を履行した場合、障害発生時の迅速な対応が難しく、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月5日
契 約 金 額	1, 7 6 0, 0 0 0円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	103
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0986-23-2672 (直通)		
契 約 案 件 名	市有財産(土地)売買契約(吉尾町1950番3)		
案 件 の 概 要	公共用財産を用途廃止し普通財産となった市有地について、譲渡申請者へ売却するもの(歳入)		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市吉尾町1971番地1 [名 称] 吉尾自治公民館		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	本件土地は単独での活用が困難であり、隣接地と一体的に利用することで土地の有効活用が期待できる。上記相手方は隣接地所有者であり、譲渡申請書の申請があったもの。また、本件土地の売却について、申請者以外の隣接地所有者からの同意を得ている。 以上の理由により、上記相手方と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年12月6日		
契 約 金 額	1,565,000円		

令和6年度 随意契約理由書

番号 104

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 保険年金課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 4 4 (直通)
契 約 案 件 名	後期高齢科目追加に係る滞納整理支援システム改修業務委託
案 件 の 概 要	国民健康保険税の滞納整理業務で使用している滞納整理支援システム (THINK-TAX) のシステム改修を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州 株式会社 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 後期高齢者医療保険料の滞納整理業務は、収納状況の確認をAcrocity、納付催告文書や差押調書の作成をエクセルで行い、納税相談の記録確認のみ滞納整理支援システム (THINK-TAX) を利用している。 このように後期高齢者医療保険料の滞納整理業務に当たっては、複数のシステムを横断的に確認する必要があり、見落としや滞納状況等の確認に時間を要していた。 今回新たに滞納整理支援システム (THINK-TAX) の改修をすることで、上記複数の業務を同システムで一括して行うことができるようになり、業務の効率化が図られる。 当該システムは上記業者が開発したものであり、保守管理も行っているため、同事業者でなければ本業務の確実な履行ができない。 また、仮に本業務を他の事業者に委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、行政事務に支障が出るおそれがある。 さらに、本業務の履行後にシステムに不具合が生じた場合の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月6日
契 約 金 額	814,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号 105

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	高城運動公園仮設屋外ブルペン4人立設置業務委託
案 件 の 概 要	読売巨人軍ファームキャンプ受入に伴う仮設ブルペンの設置を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市大字瓜生野2 1 8 4 番地2 [名 称] 株式会社スポーツ施設研究所
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 令和7年2月に読売巨人軍ファームキャンプを高城運動公園で受け入れるに当たり、キャンプで使用する仮設施設の整備が必要である。 当該施設には、ブルペン機能が無くキャンプ受入に際し、ブルペン設置は必須であり、仮設施設の設置が必要である。 ブルペン設置業務は、勾配等の規格を満たすために、専門性の高い技術が必要であり、特にプロ野球チームが利用するブルペンは、チームの要望等を加味した更に精度の高い施工が求められる。 上記事業者は、長年、宮崎市で読売巨人軍キャンプ、令和4年からは高城運動公園の読売巨人軍ファームキャンプにおけるブルペン設置業務を受託し、実績のある専門業者であり、チーム要望等を円滑に施工に反映することができる。 以上の理由により、上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な業務が期待できないことから、同業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月6日
契 約 金 額	3, 9 0 5, 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番号 106

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 7 (直通)
契 約 案 件 名	都城市都城学校給食センター 真空冷却機
案 件 の 概 要	都城学校給食センターのC調理場の和え物室に設置されている真空冷却機の更新を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市若葉町54号7番地東ビル505号室 [名 称] 株式会社都城アイホー
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城学校給食センターのC調理場の和え物室に設置してある真空冷却機の更新を行うものである。 現在、都城学校給食センターで使用している厨房機器は、株式会社アイホー製である。 和え物調理は、使用する食材をパレットに乗せ、専用のカートで蒸し器に入れて加熱した後、パレットに触れることなくカートを真空冷却機に移動し冷却するという、一連の作業動線によって行う必要がある。 同社製真空冷却機は、その構造や設計が他社製品と異なり、専門的な知識と技術が必要であり、また、専用部品が使用されており、これらの部品は株式会社アイホーからのみ供給される。 仮に他業者の真空冷却機を導入した場合、現在蒸し器と真空冷却機で使用している専用カートは他社製の真空冷却機と互換性がないため、蒸し器の更新も必要となる。また、真空冷却機に通じる蒸気配管は、同社製真空冷却機専用となっているため、配管の追加修繕が発生する可能性が高く、結果としてコストや工期が大幅に増加することから、当該設備と同一仕様の機器を導入する必要がある。 以上の理由から株式会社アイホーの市内唯一の取扱業者である上記業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月6日
契 約 金 額	14,520,000円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	107
担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 4 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市子育て世代活動支援センターエアコン圧縮機修繕		
案 件 の 概 要	都城市子育て世代活動支援センター（以下「本センター」という。）の空調機の修繕を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区堅粕3丁目14番7号 [名 称] 日本空調サービス株式会社 九州支店		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 上記事業者は、現在、本センターの空調機の保守点検業務を受託しており、同設備の運転状況や部品劣化等の状況を熟知している。 仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、保守点検事業者と修繕事業者が混在することになり、保守点検事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、同設備に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に多大な影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年12月9日		
契 約 金 額	616,000円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	108
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税局 ふるさと納税局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	G D Oふる納年末利用促進広告業務委託
案 件 の 概 要	G D O (ゴルフダイジェスト・オンライン) のアプリや公式S N Sに おいてバナー広告を掲載するもの
契約の相手方	[所 在 地] 東京都品川区東五反田二丁目10番2号 東五反田スクエ ア8階 [名 称] 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
契約の相手方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、より多くの寄附を獲得するため、G D O (ゴルフダイジェ スト・オンライン) のアプリや公式S N Sにおいてバナー広告を実施す るもの。 G D Oは、会員数550万人超を誇る国内最大級のゴルフメディアを運営 する企業であり、ゴルフ情報の発信をメインに、ゴルフ場の予約から用 品販売、レッスン事業まで幅広くゴルフサービスを提供している。 また、本市の主力返礼品であるダンロップのゴルフクラブを訴求する に当たり、同社との親和性は高く、寄附額を伸ばすうえで非常に効果的 であり、他者には真似できないものである。 以上の理由により、本業務の目的に最も合致した履行が期待できる上 記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月9日
契 約 金 額	2, 7 5 0, 0 0 0円

令和6年度 随意契約理由書

番 号 109

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	高城運動公園野球場内野グラウンド・サブグラウンド整備業務委託
案 件 の 概 要	読売巨人軍ファームキャンプ及びプロ野球自主トレーニング実施に伴い、高城運動公園野球場グラウンド整備業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市吉村町下藪甲 4 3 5 3 - 5 [名 称] 有限会社ボールパークドットコム
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 高城運動公園野球場で読売巨人軍ファームキャンプ及び元プロ野球選手内川聖一氏が帯同するプロ野球選手自主トレーニングが実施されることが決まった。これに伴い、同野球場内野グラウンド・サブグラウンド整備業務を委託するものである。 本業務履行に当たっては、プロ野球選手が安全・安心にプレーできる環境を整えるために、内野グラウンド、ピッチャーマウンド・バッターボックス等を最高の状態で提供する技術が必要となる。 上記事業者は、本市の会場である高城運動公園のプロ仕様に伴うグラウンド管理を毎年実施しており、本野球場の構造及びグラウンド管理方法に熟知している。 また、ソフトバンクのキャンプ地「アイビースタジアム」とオリックスバファローズのキャンプ地「SOKKENスタジアム」での春季キャンプ及びフェニックス・リーグにおいて、同様の業務を行っており、実績も十分にある。 以上の理由により、上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な実施が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月10日
契 約 金 額	2, 7 3 2, 4 0 0円

令和6年度 随意契約理由書

	番 号	110		
担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税局 ふるさと納税局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)			
契 約 案 件 名	ANAのふるさと納税有償広告業務委託			
案 件 の 概 要	本市のふるさと納税寄附額増を目的として、ANAのふるさと納税ポータルサイト内でWEB広告実施業務を委託するもの			
契約の相手方	[所 在 地] 東京都中央区日本橋2-14-1 [名 称] ANAあきんど株式会社			
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、本市のふるさと納税寄附額増を目的として、ANAのふるさと納税ポータルサイト内でWEB広告実施業務を委託するものです。 本市において、ANAのふるさと納税ポータルサイトは、4大ポータルサイト（楽天ふるさと納税・ふるさとチョイス・さとふる・ふるなび）に次ぐ寄附額をあげているサイトであり、さらに、昨年度と比較して寄附額を伸ばしている数少ないサイトの一つである。 同サイト内でWEB広告を掲載することは寄附額を伸ばすうえで非常に効果的であり、それができるのは上記事業者に限られるため委託先は特定される。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。			
契 約 締 結 日	令和6年12月10日			
契 約 金 額	執行見込総額 990,000円			
	単価契約	単価	予定数量	合計
	検索連動 1月クリック	198 円	1666 回	329,868
	検索連動 2月クリック	198 円	1667 回	330,066
	検索連動 3月クリック	198 円	1667 回	330,066

令和6年度 随意契約理由書

番号 111

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	高城運動公園野球場バックネット防護マット設置業務委託
案 件 の 概 要	高城運動公園野球場のバックネットに防護マットを設置するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市上東町1街区18号 [名 称] 有限会社アンドウSP
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は高城運動公園野球場のバックネットに防護マットを設置する業務を委託するものである。 高城運動公園野球場のバックネットは、経年劣化により破損しており、利用者が接触し、怪我をする恐れがあるため、防護マットの設置が必要である。 本業務の施工においては、同施設がプロ野球球団キャンプでも利用される施設であることから、依頼先の事業者に対しては、競技・トレーニングに支障が無い等、スポーツ設備施工の専門的な技術を擁し、プロ選手の緻密な要望に柔軟に応じることが可能なことが求められる。 また、同施設では、プロ野球キャンプが2月から実施される予定であることから、施工も1月末までに完了する必要があることに加え、バックネットの構造に合わせた特注になることから委託期間も長くとる必要があり、競争入札を行う時間的余裕がない。 上記事業者は上記の要件を満たす市内で唯一の事業者であり、かつ、本業務を熟知していることから、早急な対応が可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月11日
契 約 金 額	638,000円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	112
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 6 - 3 7 2 1 (直通)		
契 約 案 件 名	小・中学校教室 I C T 環境整備業務委託		
案 件 の 概 要	市内の小中学校の教室増に伴う校内ネットワーク環境整備の業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市花繰町 2 0 号 8 番地 [名 称] 株式会社システム・ナイン		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2 第1 項第 2 号該当 本業務は、市内の小中学校の教室増加に伴い、校内ネットワーク及び接続機器の導入等のネットワーク環境整備の業務を委託するものである。 現在、整備されている校内ネットワーク回線は、上記事業者が整備・構築を行ったものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。 また、仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、学校事務に支障をきたすおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。		
契 約 締 結 日	令和6年12月12日		
契 約 金 額	3, 2 0 9, 8 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	113
-----	-----

担 当 課	〔部 課 等 名〕 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 〔電 話 番 号〕 0 9 8 6－2 3－9 5 4 6 （直通）
契 約 案 件 名	都城運動公園屋内競技場及びブルペン無線LANアクセスポイント構築業務委託
案 件 の 概 要	プロ野球キャンプ受入に伴い、都城運動公園の屋内競技場及びブルペンに無線LANアクセスポイントを設置し、Wi-Fi通信環境を構築するもの
契約の相手方	〔所 在 地〕 都城市中町1街区7号 〔名 称〕 B T V株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、プロ野球キャンプ受入に伴い、都城運動公園の屋内競技場及びブルペンに無線LANアクセスポイントを設置するものである。設置により、球団の動画転送や各種データ収集、オフィスワークのための通信環境が改善されるものである。 上記事業者は、都城運動公園野球場に無線LANアクセスポイント構築を実施した事業所である。仮にほかの事業者の本業務に委託した場合、野球場とその付帯施設である屋内競技場とブルペンのWi-Fiアクセス方法などが異なり利用者に不便となることや、障害時の早期復旧にも支障をきたす恐れがある。 以上の理由により上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月13日
契 約 金 額	2, 7 9 4, 0 0 0円

令和6年度 随意契約理由書

番 号 114

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0986-23-2156 (直通)
契 約 案 件 名	バーチャル宇宙飛行士選抜試験実施業務委託
案 件 の 概 要	現在、成長分野として世界的に注目を集めている宇宙分野は、衛星データの利活用をはじめとして、デジタル技術と密接に関係する分野である。本事業を通じて、子どもたち及びその保護者が、科学技術の面白さを体験する中で、宇宙に触れ、その魅力を発見できる機会を提供することで、宇宙分野について市民に広く知ってもらうとともに、次代を担う子どもたちの育成を目的として事業を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 東京都新宿区若松町35-15 第一村田ビル201号 [名 称] 株式会社amulapo
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 上記事業者は、VR/AR等の最新のICT技術を活用した宇宙体験プログラム「バーチャル宇宙飛行士選抜試験」を独自に開発・運営している企業である。本プログラムは、船外活動試験、宇宙実験試験、宇宙食試験の3つの体験コンテンツから構成され、小学3～6年生を対象に、実際の宇宙飛行士の訓練を模した体験を通じて宇宙への興味関心を高める特徴的な教育プログラムである。 上記事業者は既に複数の自治体と連携し、本プログラムの提供実績があり、アンケート調査では参加者の77%が「大変満足」、23%が「満足」と回答するなど、高い評価を得ている。特に、VR/ARを用いた疑似体験と、宇宙に詳しい若手スタッフとの対話を組み合わせた独自の教育手法は、他社には見られない特徴である。 「バーチャル宇宙飛行士選抜試験」は上記事業者独自のプログラムであり、宇宙飛行士の訓練を模した体験を通じて、子どもたちが自然と宇宙や科学技術への興味を深められる構成となっている。本市が目指す「科学技術の面白さを体験する中で宇宙に触れ、その魅力を発見できる機会の提供」という目的に適したプログラムである。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月16日
契 約 金 額	746,900円

令和6年度 随意契約理由書

番号 115

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	農業水路等長寿命化・防災減災事業 山仁田地区現場管理技術業務委託 (3工区)
案 件 の 概 要	山仁田地区水路トンネル工事 (3工区) の現場管理技術業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市大工三丁目155番地 [名 称] 株式会社 国土開発コンサルタント
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本案件は、水路トンネル崩壊に伴う3工区工事の現場管理技術業務委託である。 被災した水路の早期復旧を目指し、調査、測量及び設計を並行して進めていたが、地質調査の結果、地下水が高いことと、崩落による土砂の緩みがあることが判明した。水路トンネル工事が難航することが予想されるため、高度な専門知識と現場管理能力を持つ事業者現場管理技術業務を委託するものである。 上記事業者は、当水路復旧工事の調査業務を受託し、また下流の県営ため池等整備事業の計画及び管理業務も併せて行っており、当該地区周辺の地形も把握している。また、多くの水路トンネル工事の現場管理業務も担当するなど豊富な実績があり、事業の特性等にも精通している。 以上の理由により、早急な対応が可能で、前調査との複合的で多角的な検討が可能な上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月16日
契 約 金 額	930,600円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	116
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 生涯学習課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 2 (直通)
契 約 案 件 名	都城市立図書館 MAL業務システム等再構築委託
案 件 の 概 要	市立図書館の図書システム更新に伴い、図書館を含む中心市街地中核施設Mallmall全体の情報を掲載するホームページの更新、読書履歴システム再構築等を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 長野県北佐久郡御代田町御代田 3 9 0 3 - 1 9 [名 称] 株式会社マナビノタネ
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、市立図書館の図書システム更新に伴い、図書館を含む中心市街地中核施設Mallmall全体の情報を掲載するホームページの更新及び読書履歴を記録する「だいじなものメモリー」などの業務システム（名称：MAL業務システム）の再構築を委託するものである。 Mallmall全体のホームページと読書履歴記録システムの「だいじなものメモリー」は平成30年4月の新図書館開館に合わせて上記事業者が開発、導入及び設定を実施したものであり、同事業者は、今回の委託業務を確実に履行することが期待できる唯一の事業者である。 仮に本業務を他の事業者に委託した場合、現行システムの確認から行う必要があり、また、障害発生時の迅速な対応が難しく、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月16日
契 約 金 額	11,703,458円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	117
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)		
契 約 案 件 名	本庁舎本館地下1階東館排水本管修繕		
案 件 の 概 要	本庁舎本館地下1階東館排水本管において、経年劣化が著しく、今回、多量の漏水が発生したため、緊急に取替修繕を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市一万城町108号9番地 [名 称] 久保設備 株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 本庁舎本館東館においては、築40年経過しており、当排水本管についても、以前より経年劣化による少量の漏水の現状が見られており、その都度、漏水の拡大を防ぐための軽微修繕を上記事業者が行ってきた。 今回の漏水は、マイナンバーカードサポートセンターの近くで発生しており、また、汚水であることから異臭もあり、市民の利用に支障を来すことから、早急に修繕を行う必要がある。 上記事業者においては、老朽排水本管の材種、排水、合流経路等詳細に現状の把握をしており、速やかな対応が可能である。仮に他の事業者に委託した場合、現状の把握から行う必要があるため、早急の対応が困難である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。		
契 約 締 結 日	令和6年12月17日		
契 約 金 額	976,910円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	118
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)	
契 約 案 件 名	子宮頸がん検診及び乳がん検診 (集団方式) 業務委託	
案 件 の 概 要	がんの早期発見及び早期治療のため、健康増進法 (平成14年法律第103号) に基づき20歳以上の和暦で偶数年生まれの市民を対象に実施する子宮頸がん検診業務及び40歳以上の和暦で偶数年生まれの市民を対象に実施する乳がん検診を委託するもの	
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市霧島1丁目1番地2 [名 称] 公益財団法人 宮崎県健康づくり協会	
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、医療関係機関でなければ履行できないものであるが、本業務の履行可能な事業者は本市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない。そのため、受注者の選定に当たり、名簿外から県内で当該業務を行うことが可能と想定される事業者3者に対して、本業務の履行が可能かどうか事前に確認したところ、受託の意思を示したのは上記法人のみであった。 他に市の近隣地域において本件の業務を実施可能と認められる事業者がいらないため、上記法人と随意契約するものである。 ※契約単価については別紙のとおり	
契 約 締 結 日	令和6年12月18日	
契 約 金 額	執行見込総額 10,574,104円	

別紙

予定数量及び予定総額（推定総額）

（１）受診者が次に掲げる者のいずれかに該当する場合（受診者負担金が掛からない場合）

- ア 75 歳以上の者
- イ 生活保護法による被保護世帯に属する者
- ウ 市民税非課税世帯に属する者
- エ 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業に基づく対象者であって、子宮頸がん検診無料クーポン券又は乳がん検診無料クーポン券を持参した者

区 分	予定数量	予定総額 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
子宮頸がん検診	116 件	470,844円
子宮頸がん検診 検体不適正	1 件	0円
乳がん検診 ※子宮頸がん検診と同日実施	160 件	1,108,800円
乳がん検診 ※子宮頸がん検診と同日実施ではない場合	238 件	1,649,340円

（２）受診者負担金が掛かる場合

区 分	予定数量	予定総額 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
子宮頸がん検診	580 件	1,774,220円
子宮頸がん検診 検体不適正	0 件	0円
乳がん検診 ※子宮頸がん検診と同日実施	440 件	2,169,200円
乳がん検診 ※子宮頸がん検診と同日実施ではない場合	690 件	3,401,700円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	119
担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)		
契 約 案 件 名	胃がん検診 (集団方式) 業務委託		
案 件 の 概 要	がんの早期発見及び早期治療のため、健康増進法 (平成14年法律第103号) に基づき40歳以上の市民を対象に実施する胃がん検診業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市霧島1丁目1番地2 [名 称] 公益財団法人 宮崎県健康づくり協会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、医療関係機関でなければ履行できないものであるが、本業務の履行可能な事業者は本市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない。そのため、受注者の選定に当たり、名簿外から県内で当該業務を行うことが可能と想定される事業者4者に対して、本業務の履行が可能かどうか事前に確認したところ、受託の意思を示したのは上記法人のみであった。他に市の近隣地域において本件の業務を実施可能と認められる事業者がいがないため、上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年12月18日		
契 約 金 額	執行見込総額 1, 5 7 2, 1 3 7 円		
	複数単価契約	単価	予定数量 合計
	胃がん検診受診者負担金なし	5753 円	100 件 575, 300
	胃がん検診受診者負担金あり	4353 円	229 件 996, 837

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	120
担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 都市計画課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 0 9 0 (直通)		
契 約 案 件 名	都城志布志道路開通記念ウォーキング大会会場設営・運営外業務委託		
案 件 の 概 要	都城志布志道路の開通を記念して開催するウォーキング大会の、会場設営・運営を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市大字本郷北方2 7 5 3 番地5 [名 称] 株式会社AVC放送開発		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城志布志道路の開通を記念して開催するウォーキング大会の、会場設営及び運営を委託するものである。 本業務の履行に当たっては、イベントの計画から運営までを行った実績があることが必須要件である。 しかし、それらの要件を満たす事業者は、本市の競争入札参加資格業者に1者しか登録されていない。 そこで、競争入札に代え、競争入札参加有資格事業者名簿に登録されていない者を含めた3者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年12月18日		
契 約 金 額	4, 2 9 0, 0 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	121
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山之口総合支所 地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 7 - 3 1 1 1 (直通)		
契 約 案 件 名	地域活性化モニュメントしかけ時計修繕		
案 件 の 概 要	宮崎自動車道山之口サービスエリア上下線内に設置している地域活性化モニュメント（からくり時計）の時計ガラス盤交換等の修繕を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 京都市南区久世築山町379番地4 [名 称] 株式会社 ヤスダモデル		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、宮崎自動車道山之口サービスエリア上下線内に各1箇所設置している地域活性化モニュメント（からくり時計）の時計ガラス盤交換や、附随する人形等の修繕を行うものである。 これらは、上記事業者が製造・設置した独自の製品であり、上記事業者でなければ適切かつ確実な業務の履行ができない。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、性能保証が受けられなくなるおそれがあるほか、故障が発生した場合についての責任の主体（製品の瑕疵によるものか、又は修繕作業の不良によるものか）も不明確となる。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年12月19日		
契 約 金 額	589,600円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	122
担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 総合政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 1 (直通)		
契 約 案 件 名	Love Letter Project (都城編) 開催業務委託		
案 件 の 概 要	都城市PR事業の一環として、著名な書家紫舟氏によるワークショップ「Love Letter Project都城編」の開催業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 神奈川県鎌倉市鎌倉山2丁目9番13号 [名 称] 株式会社 東京新美術		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、都城発のアート体験を通して、ロゴへの親しみを醸成するとともに、市民一人一人の中に都城の魅力を再認識・定着し、ひいては郷土愛を醸成するものである。 この目的を達成するためには、受注者の実績はもとより、受注者の持つ影響力等が大きく関わってくる。さらに、平成27年度から昨年度までのLove Letter Project都城編の開催に引き続き、ロゴ制作者である紫舟氏による都城独自の事業を継続的に発信していくことで、対外的なPR効果をより一層高め、さらなる都城ブランドの定着を図ろうとするものであることから、本業務については、同氏の指導であることで成立し、高い事業効果を狙えるため、競争入札に適さない。 以上の理由により、本業務の目的に最も合致した履行を期待できるため、紫舟氏が所属し代表を務める上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年12月20日		
契 約 金 額	3, 4 8 2, 5 2 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	123
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 総合政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 1 (直通)
契 約 案 件 名	大書初め大会開催業務委託契約
案 件 の 概 要	都城市PR事業の一環として、著名な書家紫舟氏による大書初め大会の開催業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 神奈川県鎌倉市鎌倉山2丁目9番13号 [名 称] 株式会社 東京新美術
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、都城発のアート体験を通して、ロゴへの親しみを醸成するとともに、市民一人一人の中に都城の魅力を再認識・定着し、ひいては郷土愛を醸成するものである。 この目的を達成するためには、受注者の実績はもとより、受注者の持つ影響力等が大きく関わってくる。さらに、平成27年度から昨年度までの大書初め大会の開催に引き続き、ロゴ制作者である紫舟氏による都城独自の事業を継続的に発信していくことで、対外的なPR効果をより一層高め、さらなる都城ブランドの定着を図ろうとするものであることから、本業務については、同氏の指導であることで成立し、高い事業効果を狙えるため、競争入札に適さない。 以上の理由により、本業務の目的に最も合致した履行を期待できるため、紫舟氏が所属し代表を務める上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月20日
契 約 金 額	1, 6 8 4, 1 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	124
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 地域振興課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 2 9 5 (直通)		
契 約 案 件 名	ウランバートル市長訪問団受入業務委託		
案 件 の 概 要	ウランバートル市長訪問団受入業務を委託し、送迎のための自動車の手配や都城市内宿泊手配、食事手配等を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市松元町2-4 [名 称] 株式会社 アレンジ		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、ウランバートル市長訪問団受入業務である。 本業務の履行に当たっては、パッケージによらない個別事情に合わせた旅行商品の作成が可能な業者であることが必要である。 しかし、それらの要件を満たす事業者は、本市の競争入札参加資格名簿に登載されていないため、競争入札に代え、当該2者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年12月20日		
契 約 金 額	1, 0 8 9, 9 6 8 円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	125
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農政課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 8 (直通)
契 約 案 件 名	都城市農業振興地域基礎データ等更新業務委託
案 件 の 概 要	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域制度の運用に必要な基礎データ（土地利用計画図や基礎資料附図）の更新業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市広島二丁目5番16号 [名 称] 朝日航洋株式会社 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 農業振興地域制度の運用については、主に農振地域土地利用計画図や農振地域整備計画書基礎資料附図といった基礎データを使用しており、地図情報システム（AiMap）（以下「AiMap」という。）に格納されている。 このため、AiMapを導入した上記事業者でなければ、更新業務の適切かつ確実な履行ができない。また、本業務の履行後に不具合が生じた場合の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月20日
契 約 金 額	990,000円

令和6年度 随意契約理由書

番 号 126

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城運動公園サブグラウンド仮設フェンス設置及び撤去業務委託
案 件 の 概 要	千葉ロッテマリーンズ春季キャンプ実施時に都城運動公園サブグラウンド北側等に仮設フェンスを設置及び撤去するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市神之山町4824番地 [名 称] 真栄産業 株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は千葉ロッテマリーンズ春季キャンプ実施に当たり、都城運動公園サブグラウンド北側等に仮設フェンスを設置し、キャンプ実施後に撤去するものである。 現在、サブグラウンドの北側（泉ヶ丘高校プール跡地）について、プールの解体工事と整地を実施している。南側は既にサブグラウンドとして機能を有するまで整備が進んでいるが、北側は、南側の一部に仮設通路を確保し、工事を実施している。 キャンプ期間中はサブグラウンド南側をプロキャンプ練習会場として利用するが、北側部分とその仮設通路が未整備であるため仮設フェンスを設置する必要がある。 上記事業者は、サブグラウンド南側を施工した事業者であり、1月中にサブグラウンド南側を引渡す予定である。引渡し前までに、本件の仮設フェンスの設置も完了する必要がある、仮に上記事業者でない業者が本業務を実施すると、部分共用の手续や設置時に施設を損傷させた場合に責任の所在が不明確になる等の問題が発生し、キャンプスケジュールに支障をきたす恐れがあるため、上記事業者に依頼する必要がある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月20日
契 約 金 額	767,800円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	127
担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税局 ふるさと納税局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	「ふるなび」純広告12月カテゴリポップアップバナー広告実施業務委託		
案 件 の 概 要	ふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）の一つである株式会社アイモバイルが運営する「ふるなび」サイト内において、本市ふるさと納税のポップアップバナー広告を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都渋谷区桜丘町2 2 番 1 4 号 N. E. S. ビルN棟 2階 [名 称] 株式会社アイモバイル		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイト経由が主流となっている状況（都城市の場合、9割以上）であるため、認知度が一定以上あり、効果的な広告宣伝等による集客及び効率的な寄付獲得を期待できる大手ポータルサイトで広告を行うことが有効である。 その点、大手ポータルサイトの一つである、老舗の「ふるなび」は、申込可能自治体数が約1,000自治体、寄付獲得に有効な返礼品掲載数は約50万点以上である。 また、寄付金額に応じてもらえる「ふるなびコイン」をAmazonギフトカードやPayPay残高、dポイント、楽天ポイントに交換できることから注目を集めているポータルサイトである。 以上の理由により、「ふるなび」での広告宣伝は非常に視認性が高く、多くの寄付が期待できるため、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年12月20日		
契 約 金 額	2, 2 0 0, 0 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

番号 128

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	妻ヶ丘中学校プール濾過装置修繕
案 件 の 概 要	都城市教育委員会が管理する中学校のプール濾過装置を修繕するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市高洲町25番地12 [名 称] 日米ケミック株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 妻ヶ丘中学校のプール濾過機の維持管理は上記事業者に委託しており、使用開始前及び使用終了後の点検を実施している。妻ヶ丘中学校の濾過機は、今回上記業者の点検によりポンプの破損が確認され、修繕の必要があると指摘された。 上記事業者は、維持管理に伴う点検や破損箇所の調査等行い復旧方法等の検討を行うなど、状況の把握ができており、早急で的確な対応が可能である。 仮に、本業務を他の事業者に委託した場合、濾過機の維持管理事業者と機器修繕事業者が混在することになる。そのため、不具合が生じたときの、責任の所在が不明確になるとともに原因究明や修復にも支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月20日
契 約 金 額	990,000円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	129
担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	折田代207号線 ブロック積修繕		
案 件 の 概 要	道路のブロック積の基礎が、側溝排水及び路面水により被災を受けたため対策を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎県都城市庄内町7373-1 [名 称] 有限会社 日翔建設		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当 現在、上記事業者は、当該路線の「折田代207号線 路肩修繕（伐採込）」を受注している。当初予定では、この路肩修繕で通行に支障となる範囲の倒木撤去を行い、通行開放を行うこととしていた。 しかし、当該路肩修繕の事前調査の際に、倒木に近接するブロック積の基礎が側溝排水及び路面水により被災を受けており、不安定化していることが判明し、当該路肩修繕に支障をきたしている。 このため、今回、上記事業者が受注済みの路肩修繕と本修繕を合わせて一体的に施工することで、機械運搬費の減少に伴う経費節減及び工期の短縮、安全管理の面から現場が輻輳せず、安全性の確保が期待できる。 以上の理由から、競争入札に付するよりも有利と認められるため、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年12月23日		
契 約 金 額	1, 7 1 6, 0 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	130
担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	Amazonふるさと露出プラン サービス利用申込		
案 件 の 概 要	Amazonふるさと納税のサイト上において、リンクやバナー広告の表示等を令和7年1月に実施するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都目黒区下目黒1-8-1 ACRO TOWER [名 称] アマゾンジャパン合同会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイトが主流となっている状況（都城市の場合、9割以上）であるため、認知度が一定以上あり、効果的な広告宣伝等による集客及び効率的な寄附獲得を期待できる大手ポータルサイトに申込フォームを開設することが有効である。その点、アマゾンジャパンは国内最大級のショッピングサイトであり、ショッピングサイトの月間利用者数は約5,200万人であるため、アマゾンサービスを利活用して多くの利用者へ販促や告知を行うこと効果的である。 そのようなサイト内で広告を実施することは寄附額を伸ばすうえで非常に効果的であり、それができるのは同サイトを運営している上記事業者に限られるため委託先は特定される。以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年12月24日		
契 約 金 額	5, 7 2 0, 0 0 0円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号	131
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 3 (直通)
契 約 案 件 名	都城市物価高騰重点支援追加給付金（住民税非課税世帯及びこども加算分）給付事業に係る事務処理等業務委託
案 件 の 概 要	都城市物価高騰重点支援追加給付金（住民税非課税世帯及びこども加算分）の給付に係る事務処理等業務委託を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 [名 称] キャリアリンク株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務の履行に当たっては、令和6年度住民税非課税世帯（約28,200件）及び扶養されている児童について、それぞれの申請や問い合わせ等に適切かつ確実に対応することが求められる。 また、目下の物価高に伴う影響を被る低所得者の方々に対し必要な支援を可及的速やかに支給するという趣旨から、迅速に対応しなければならない。 更に、書類や問い合わせ対応など短期間で事務処理体制を構築しなければならないことや、5月から実施している定額減税調整給付金事務と一定期間業務が重なること、複数の給付金問い合わせに適切に対応することを考慮すると、本業務を履行可能な事業者は、現行の給付業務を受託している上記事業者に限られる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月25日
契 約 金 額	14,838,098円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	132
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 3 (直通)
契 約 案 件 名	都城市物価高騰重点支援追加給付金（住民税非課税世帯及びこども加算分）支給に係るシステム改修業務委託
案 件 の 概 要	令和6年度住民税非課税世帯等に対する物価高騰重点支援追加給付金（住民税非課税世帯及びこども加算分）を対象者へ遺漏なく速やかに給付するためにシステムを改修するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通1丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、令和6年度住民税非課税世帯に対し、物価高騰重点支援追加給付金（住民税非課税世帯及びこども加算分）を対象者へ給付するに当たり、本市の基幹系システムであるAcrocity（以下「基幹系システム」という。）の改修業務を委託するものである。 本業務の支給対象世帯は、基準日（令和6年12月13日）時点の住民基本台帳上の世帯において、令和6年度住民税が非課税世帯で、当該世帯の全員が住民税を課税されている者に扶養されていない世帯である。 また、基準日の住民票上の世帯は異動日で確認すること、住民税においては、修正申告により非課税等となった世帯も対象とすることなど、細やかな制度設計がなされており、市民の申告等により、対象世帯が変化する場合があります、基幹系システムとの連動が必要不可欠である。 基幹系システムは、上記事業者が導入したものであることから、本システムの改修については、同事業者でなければ適切かつ確実な履行が期待できない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月25日
契 約 金 額	2, 1 3 8, 4 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	133
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 畜産課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 9 (直通)			
契 約 案 件 名	モンゴル輸出対策試食用牛肉			
案 件 の 概 要	都城産牛肉のPRおよび需要拡大を図るため、モンゴル国ウランバートル市内で開催される祝賀レセプション及び意見交換会用の牛肉を購入するもの			
契約の相手方	[所 在 地] 都城市高崎町大牟田4251-3 [名 称] 株式会社ミヤチク			
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、本市と友好指定都市であるモンゴル国ウランバートル市内で開催される在モンゴル日本大使館主催の天皇陛下誕生日祝賀会レセプション及び日本料理店での意見交換会において、都城産宮崎牛のPRと、輸出拡大を図ることを目的として提供する試食用牛肉を購入するものである。 本件は「都城産」の宮崎牛のPRと、輸出拡大を図ることが目的であることから、都城産の和牛出荷予定を把握し、さらにモンゴル国への輸出に必要な手続きや証明書発行等ができる市内唯一の事業者である上記事業者と随意契約するものである。			
契 約 締 結 日	令和6年12月26日			
契 約 金 額	718,200円			
	総価契約	単価	予定数量	合計
	牛肉宮崎牛肩ロース（ネック無し）1頭分	7560 円	55 kg	415,800
	牛肉宮崎牛サーロイン3分割0.5頭分	21600 円	14 kg	302,400

令和6年度 随意契約理由書

番 号 134

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農村整備課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 1 (直通)
契 約 案 件 名	農業農村整備計画策定事業 山仁田地区 地質調査業務委託
案 件 の 概 要	令和4年度に崩落した水路トンネル（農業水路等長寿命化・防災減災事業 山仁田地区水路トンネル工事）の上流部を県営事業で実施するための事業採択申請に向けた地質調査業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市大工3丁目155番地 [名 称] 株式会社 国土開発コンサルタント
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本案件は、令和4年度に崩落した水路トンネル（農業水路等長寿命化・防災減災事業 山仁田地区水路トンネル工事）の上流部を県営事業で実施するための事業採択申請に向けた地質調査業務委託である。 今回申請するトンネル工事は、崩落したトンネルの直上流部であり同様の崩落の危険性があることから、早急な事業着手が必要であるため、令和7年度新規採択申請を行ったが不採択となった。県営事業での採択条件として、地質調査を行う事を提示され、採択のために必要な条件の整理等を県と行い、当初は今年度中に地質調査を着手しておくことが採択条件だったが、令和6年11月ヒアリングで採択条件の変更があり、令和7年2月の県概要ヒアリングまでに地質調査を終わらせておくことが前提条件となった。このため、早急に地質調査を行う必要があるため、競争入札及び見積合わせによる競争に付する時間がない。 上記事業者は、令和4年度に崩落した水路トンネル工事の調査測量設計業務を受注しており、当該地区周辺の地形も把握している。また、多くの水路トンネル工事を担当するなど豊富な実績があり、事業の特性等にも精通している。 以上の理由により早急な対応が可能で、期限までに業務が完了できる上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月26日
契 約 金 額	11,330,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号 135

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	高城運動公園野球場時計設置業務委託
案 件 の 概 要	高城運動公園野球場バックスクリーン付近及びバックネット裏への時計設置を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市妻ヶ丘町27-1 [名 称] 有限会社佐々木スポーツ
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 高城運動公園野球場内の時計はバックネット裏に設置しているもののみであり、外野からの時間確認の際に小さく確認しづらいため、確認しやすい位置に時計を設置する必要がある。 設置に際して、利用者の要望に応え、かつ、競技特性を熟知し、ボール等で破損しにくい位置、競技中に見やすい位置に設置するには、スポーツ設備施工の専門的な知識、技術を要する。 また、同施設では2月からプロ野球キャンプが実施される予定であり、施工も1月末までに完了する必要があることから競争入札を行う時間的余裕がない。 さらに、野球場に設置する為、ボール等が当たっても破損しにくい製品を設置する必要がある、製品入荷から設置まで対応可能なスポーツ店に依頼する必要がある。 これらの条件に合致し、対応可能と回答のあった市内事業者は、上記事業者のみであった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月26日
契 約 金 額	2, 1 8 4, 6 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番号 136

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 生涯学習課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 2 (直通)
契 約 案 件 名	都城市立図書館内WiFi機器更新業務委託
案 件 の 概 要	図書館内WiFi機器の更新業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市花繰町20号8番地 [名 称] 株式会社システム・ナイン
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、市立図書館（以下「図書館」という。）のWiFi機器を含めたネットワーク機器を更新する業務を委託するものである。 図書館は、中心市街地内に位置する教育施設として、年間約360日開館するとともに、午前9時から午後9時まで長時間開館し、多くの学生や社会人が来館しており、無料で開放しているWiFiを調べもの等に利用している。これが正常に機能しないことは、利用者が本図書館を快適に利用することへの妨げにつながる。 現在、整備されている設備は、上記事業者が導入及び設定を実施したものであり、同事業者は、今回の委託業務を確実に履行することが期待できる唯一の事業者である。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、ネットワーク障害発生時の早期復旧に影響するおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月26日
契 約 金 額	2, 4 4 2, 0 0 0円

令和 6 年度 随意契約理由書

番 号	137
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 障がい福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 8 7 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	都城市地域活動支援センター I 型事業委託
案 件 の 概 要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）における地域生活支援事業のひとつである地域活動支援センター I 型事業の業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市高木町 4 6 6 4 番地 1 [名 称] 特定非営利活動法人 あなたの街の応援団
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本事業は、障がい者等が都城市地域活動支援センターに通い、創作活動や生産活動をしたり、社会との交流促進により、自立した地域生活を営むことができるように支援する事業であり、事業の実施に当たっては、精神保健福祉士等の専門的知識や支援が必要となる。 本事業は、受託先の事業撤退のため、令和 6 年 4 月から事業を休止していた。上記事業者は、平成31年 4 月から障がい者等日中活動支援事業を受託し、本事業休止後の利用者を積極的に受け入れ、利用者からの信頼も厚い。 本事業は、利用者の特性上、利用者に過度の精神的不安を与えないことが最優先であることから、上記事業者は、障がい者等日中活動支援事業を通して、利用者との信頼関係が構築できており、このような事業者は他にはない。 また、上記事業者は、都城市地域活動支援センター I 型事業実施要綱（平成22年度告示第325号）の規定に基づき、実施可能な基準を満たす事業所を有し、適切な事業の実施が確保できると認められる市内で唯一の地域活動支援センター I 型の届出事業者である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和 6 年 1 2 月 2 7 日
契 約 金 額	6, 3 2 5, 5 0 1 円

令和6年度 随意契約理由書

番 号 138

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 障がい福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 8 7 1 4 (直通)
契 約 案 件 名	都城市障害者（児）等相談支援事業委託
案 件 の 概 要	障がい者等の自立した生活のため、障がい者、障がい児等の保護者又は障がい者等の介護者などからの相談に応じ、必要な情報を提供する等、権利擁護のために必要な援助を行う事業を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市高木町4664番地1 [名 称] 特定非営利活動法人 あなたの街の応援団
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する市長村が必ず実施しなければならない地域生活支援事業である。 事業を実施するためには、専門知識、経験及びネットワークが必要になるが、上記事業者は専門職である相談支援専門員及び看護師、社会福祉士を配置しており、専門知識及び経験を有するとともに、関係機関との連携も取れている。 また、平成31年4月から障がい者等日中活動支援事業を受託しており、精神保健福祉士等も配置されていることから、令和7年1月1日から地域生活支援事業（地域活動支援センターⅠ型）を受託することとなり、都城市地域活動支援センターⅠ型事業実施要綱第4条第4項においても、地域活動支援センターⅠ型事業の実施には、本事業を併せて受託することも要件となっている。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月27日
契 約 金 額	1, 5 8 6, 1 1 7 円

令和6年度 随意契約理由書

番 号 139

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	プロスポーツ受入準備及びキャンプ運営業務委託
案 件 の 概 要	1月からはじまるプロスポーツキャンプの受入準備、運営、イベント等の業務委託
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町6街区21号 [名 称] 一般社団法人 都城市スポーツコミッション
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 プロスポーツのキャンプやプロ選手による自主トレについては、市内の体育施設において、例年1月頃から2月頃にかけて実施されている。上記事業者は、令和4年度、5年度に実施された自主トレ及びプロチームのキャンプ準備及び運営について、市と連携し業務を実施した。また、昨年度から自主トレや千葉ロッテマリーンズキャンプを実施する都城運動公園の指定管理業務を受託している。 本業務実施に当たっては、過去の自主トレやプロチームのキャンプの準備・運営状況を熟知し、選手・チームのニーズの把握、プロ仕様の施設の受け入れ準備、複数の関係者間の調整連絡、見学に来る来場者へのおもてなし企画、本市キャンプの広報活動等を複合的に実施することが求められるが、過去の実績及び施設管理・整備の観点から、円滑な受入準備及び期間中の適切な運営・管理を実施できる事業者は、上記事業者をおいて他にない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである
契 約 締 結 日	令和6年12月27日
契 約 金 額	50,150,000円

令和 6 年度 随意契約理由書

		番 号	140
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)		
契 約 案 件 名	山之口運動公園外 1 施設家具製作設置業務委託		
案 件 の 概 要	山之口運動公園外 1 施設の家具製作設置業務委託		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市牟田町 1 5 - 4 [名 称] 都城家具工業会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本業務は、山之口運動公園外1施設に設置する家具のデザイン、製作及び設置等を行うものである。 山之口運動公園は、令和 9 年開催予定の国民スポーツ大会の陸上競技会場として整備されている。施設の要所に県産材を活用し、宮崎県を全国にアピールすることを設計コンセプトに、県と市共同で整備が進められている。建物内の家具も県産材を用い、木の温もりを感じられる空間を演出すると共に、機能的で長く使える使い勝手と愛着のある家具を調達する必要がある。 一方、都城運動公園は元々木に囲まれた自然豊かな公園であったが、整備に伴い根腐れ等した周辺樹木や、新規施設の支障となる樹木の伐採を行った。整備後も植樹等を行うが、これまでの自然豊かな公園の雰囲気を残すため、建物内の家具には都城運動公園にあった樹木を活用し、木の温もりを感じられる機能的で愛着のある家具を調達する方針である。 上記事業者は、都城圏域の10社が加盟する木製家具やステンレス加工などを手掛ける団体であり、既製品から特注品まで幅広く対応し、市立図書館や道の駅都城、関之尾公園などのオーダー家具の製作・開発をした実績がある。また、上記事業者であれば、県産材及び都城運動公園伐採樹木の特性を理解し、建築設計の全体コンセプトやデザインを踏まえ、使いやすく親しみやすい、機能的で調和のとれた家具を製作及び設置することが期待できる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 6 年 1 2 月 2 7 日		
契 約 金 額	1 3 , 7 0 6 , 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

番 号

141

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	春季キャンプおもてなし業務委託
案 件 の 概 要	プロスポーツキャンプの受入及びキャンプ時のおもてなしに係る業務の委託
契約の相手方	[所 在 地] 都城市都北町5 2 2 5 番地1 [名 称] 都城プロ野球キャンプ協力会
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 プロスポーツのキャンプやプロ選手による自主トレについては、市内の体育施設において、例年1月頃から2月頃にかけて実施されている。上記事業者は、令和4年度、5年度に実施された自主トレ及びプロチームの招宴、公開練習時の対応、ケータリング等について、市と連携し業務を実施した。 また、今年度8月には、東京ドーム、ZOZOマリンスタジアムで実施した「キャンプ地都城DAY」の実施業務を受託し、PRブースの運営や来場者への観光情報発信、抽選会の実施等を行った。 本業務実施に当たっては、過去の自主トレやプロチームのキャンプのおもてなしに係る業務を熟知し、チームとの日程調整、ケータリング業者との調整、見学に来る来場者へのおもてなし企画、広報活動等を実施することが求められるが、過去の実績の観点から、円滑な受入準備及び期間中、適切におもてなし業務を実施できる事業者は、上記事業者において他にない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月27日
契 約 金 額	4, 4 3 6, 5 5 8 円

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	142
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)		
契 約 案 件 名	中霧島小3年1組空調機圧縮機修繕		
案 件 の 概 要	中霧島小学校2階の3年1組に設置してある空調機圧縮機の修繕を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市志比田町4950番地1 [名 称] 野田設備工業 株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 当該施設は、今季一番の冷え込みが継続し、インフルエンザも流行している状況でもあり、児童生徒の健康や防寒対策として緊急対応が必要となる施設であるため、早急に修繕を行う必要があり、競争入札に付する時間的余裕がない。 その点、上記事業者は、参考見積書提出の際に空調機の現場調査も実施し、空調機や冷媒配管の施工方法も専門メーカーに確認しており、本修繕の迅速かつ確実な履行が可能である。さらに、令和元年度に実施した小・中学校空調設置工事において普通教室等に空調機及び集中リモコンを設置しており、図面等も所持し配管配線にも精通している。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年12月27日		
契 約 金 額	555,500円		

令和6年度 随意契約理由書

番号 143

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 (都城学校給食センター) [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 7 (直通)
契 約 案 件 名	学校給食センター光回線構築業務委託
案 件 の 概 要	各学校給食センターが使用する光回線構築業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎県都城市中町1街区7号 [名 称] BTV株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 市内の各小中学校では既に当該事業者の光回線網を利用した校務系及び学習系のネットワークが構築されている。今回、各学校給食センター内のネットワークをこれらネットワークに接続するための光回線を導入するものである。 現在整備されている市内の各小中学校が利用している光回線は、上記事業者が整備・構築を行ったものである。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の迅速な対応が難しく、学校給食の提供に支障が出るおそれがあり、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者との随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月27日
契 約 金 額	2, 3 9 7, 4 5 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番 号	144
-----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課（都城学校給食センター） [電 話 番 号] 0 9 8 6 － 2 3 － 2 6 1 7 （直通）
契 約 案 件 名	学校給食センター学校系無線LAN構築業務委託
案 件 の 概 要	各学校給食センターの事務室に無線AP及びルーターを設置し、各学校で導入済みの校務系及び学習系のネットワークを利用可能とするもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市花繰町20号8番地 [名 称] 株式会社システム・ナイン
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 市内の各小中学校では既に校務系及び学習系の無線LANが構築されており、今回、各学校給食センターも同様の無線LANを使用するための機器等の導入を行なうものである。 現在整備されている市内の各小中学校が利用している学校系無線LAN回線は、上記事業者が整備・構築を行ったものである。仮に本業務を他の事業者に委託した場合、障害発生時の迅速な対応が難しく、学校給食の提供に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年12月27日
契 約 金 額	2, 2 0 0, 0 0 0 円